

第4次地域福祉活動計画

実施期間 令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)



令和4年(2022年)3月

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

真庭市社会福祉協議会は真庭SDGsパートナーです



第4次地域福祉活動計画

令和4年(2022年)3月発行

編集・発行 社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

〒719-3201 岡山県真庭市久世 2928

TEL (0867) 42-1005 FAX (0867) 42-2263

<http://www.maniwa-shakyo.or.jp>



真庭市社協ホームページ



安心して暮らせる 地域共生社会の実現をめざして

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
会長 松浦 躬行

このたび真庭市社会福祉協議会では、令和3年度（2021年度）で5か年にわたる第3次地域福祉活動計画が終了することに伴い、新たな視点で第4次の計画を策定いたしました。この計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間にわたり、真庭市社会福祉協議会の基本となる重要な事業活動の指針となるものであります。

今、地域社会では少子高齢化がますます進み、人口減少による地域での支え合いの基盤が弱まってきています。一方で経済格差の広がりから、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、子どもや高齢者への虐待など、表に出にくい多くの地域課題や問題が発生しています。このような中、突然新型コロナウイルス感染症という近年例を見なかった難題が発生し、ますます地域に閉塞感と混迷が漂っています。

真庭市社会福祉協議会では、このような複雑・多様化する諸課題に対応し解決するために、この度第3次地域福祉活動計画を検証・精査し、現状に即応できるような第4次地域福祉活動計画を策定しました。真庭地域は、先人が営々と築いてきた豊かな自然と温かい人情のなかで仲良く安心して暮らせる地域であることが、市民の皆様の誇りと自慢でありました。

このようなかけがえのない地域を持続していくために、お互いの人権を尊重し、誰もが安心して、いきいきと豊かに暮らせる地域社会の実現をめざすために、第3次計画に続き「地域共生社会」の実現と、それに加えて「SDGs[※]」の推進を目標として掲げました。

真庭市社会福祉協議会の基本理念である「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現」をめざして、真庭市をはじめ民生委員・児童委員[※]、人権擁護委員、福祉関係機関、ボランティア、NPO[※]など多くの皆様と協力・連携を密にしながら幅広く事業活動を展開して参りたいと思いますので、従前に増してのご協力とご支援をお願いいたします。この計画の策定にあたり、第1次計画の策定以来、貴重なご意見とご協力を賜りました美作大学特任教授小坂田委員長をはじめ、策定委員の皆様、アンケートやヒアリング調査等に多大なご協力をいただきました関係者や市民の皆様、そして様々な面でご協力をいただきました多くの皆様、そのご苦勞に心から感謝しお礼を申し上げます。

令和4年3月

全世代型の地域包括ケアシステムの構築をめざして

—第4次地域福祉活動計画がめざす

新たな地域生活問題への取り組み—



真庭市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画策定委員会委員長
美作大学生活科学部社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔

現在、私たちは、どのような地域生活問題に直面しているのでしょうか？ 介護や子育ての問題、生活困窮問題、移動問題、権利侵害等々、様々な生活問題が挙げられます。このような従来からの問題とともに、ひきこもりやヤングケアラー[※]、ゴミ屋敷などの新たな地域生活問題が「制度の狭間の問題」として起こってきています。しかも単一の個人や世帯が複数のこうした問題を抱えて生活しているのです。さらに、地域とのつながりを持たない「社会的孤立」の中での暮らしとなっており、コロナ禍において益々社会的孤立は進んでいます。

こうした現在の生活問題を踏まえて、訪問活動（アウトリーチ[※]）を中心とした多機関・団体・人との連携による協働支援（個別支援）と、地域住民同士の支え合いの地域づくり（地域支援）の2つの取り組みが求められています。個別支援と地域支援の統合であり、コミュニティ・ソーシャルワークと言われる取り組みです。こうした個別支援と地域支援の取り組みを意義あるものとしていくために、2つの取り組みを統合した「地域包括ケアシステム[※]の構築」が急務となっています。そして、このシステムは、子どもから高齢者に至る全世代を対象としたものへと変えていくことが必要となっているとともに、重複した生活問題へ対応するために、分野を超えた様々な機関・団体や人が協働していく横断的・重層的・包括的な支援としていくことが求められています。

このように、この計画期間である5年間は、多くの課題に取り組んでいくこととなります。その取り組みの道筋を示し、めざすべきゴールを示したものが、この「第4次地域福祉活動計画」です。この活動計画に基づき、新たな地域生活問題に挑戦していく取り組みの積み重ねによって、計画のゴール年度である2026年の真庭市で、みんなで支え合い、誰もが安心して、共に暮らしていける地域共生社会が実現していることを期待しています。

令和4年3月

目 次

第 1 章 第 4 次地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	…… 1
（1）地域福祉を取り巻く社会動向	…… 1
（2）第 4 次地域福祉活動計画の策定	…… 2
2 計画の性格	…… 3
（1）計画の位置づけ	…… 3
（2）計画の期間	…… 3
3 計画の策定方法	…… 3
（1）第 4 次地域福祉活動計画策定委員会による協議	…… 3
（2）福祉ニーズ等の把握	…… 4

第 2 章 第 3 次地域福祉活動計画の事業実施評価及び現状

1 第 3 次地域福祉活動計画の事業実施評価について	…… 6
地域福祉活動計画評価委員会答申書	…… 6
2 真庭市の現状	…… 8
（1）人口・世帯等の状況	
① 人口と世帯数	…… 8
② 年齢 3 区分人口構成	…… 8
③ 出生数・合計特殊出生率	…… 9
（2）障がい者等の状況	
① 身体障害者手帳所持者数	……10
② 療育手帳所持者数	……10
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数	……11
④ 各手帳所持者の等級の状況	……12
（3）高齢者等の状況	
① 総人口に占める高齢化率	……13

② ひとり暮らし、高齢者のみの世帯数	…14
③ 認知症高齢者数	…14
④ 介護保険制度 第1号被保険者数	…15
⑤ 要支援・要介護認定者の推移	…16
(4) その他の状況	
① 生活保護受給世帯・生活困窮者自立支援事業の状況	…17
② 母子世帯・父子世帯	…18
③ ひきこもりの状態にある人の推計	…18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	…19
2 基本目標	…19
(1) 住民参加活動の推進	…19
(2) 個別支援活動の推進	…20
(3) 地域福祉推進のための環境整備の推進	…20
3 計画の推進体制	…20
4 計画の進捗管理と評価	…21
第4次地域福祉活動計画の構成	…22

第4章 計画の推進 …24

1 実施事業・活動の推進	…25
基本目標1 住民参加活動の推進	
(1) 小地域福祉活動の推進	…25
① 地区社協組織の活性化	
② ふれあい・いきいきサロンの推進	
③ 福祉委員活動の充実	
④ 小地域福祉活動を支える人材の育成	

(2) 当事者及び当事者組織の支援	…30
① 当事者の社会参加支援	
② 各種当事者組織の活動支援及び組織化	
③ 当事者組織との協働活動の推進	
(3) ボランティア活動の育成支援	…31
① ボランティア市民活動センター機能の強化	
② 災害ボランティアセンターの設置と運営	
(4) 地域包括ケアシステムの構築	…32
① 地域包括ケアシステムの構築	
② 全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	
(5) 調査・研究、新たな公共活動の開発・推進	…34
① 住民ニーズの把握・分析	
② 住民参加による新たな支援活動の開発・推進	
③ NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	

基本目標 2 個別支援活動の推進

(1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	…35
① 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	
② アウトリーチ（地域踏査・訪問）活動の強化	
③ 住民座談会の実施	
(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	…36
① 高齢者支援の推進	
② 障がい者（児）支援の推進	
③ 子育て支援の推進	
④ 生活困窮者の支援	
⑤ 貸出事業の実施	
(3) 相談支援の実施	…38
① 相談窓口機能の充実	
② 心配ごと相談所の開設	
③ 生活福祉資金貸付事業の実施	
(4) 住民の権利擁護の推進	…39
① 日常生活自立支援事業の実施	
② 法人後見事業の実施	
③ 福祉サービス苦情解決窓口の設置	

基本目標 3 地域福祉推進のための環境整備の推進	
(1) 福祉教育の推進	…40
① 児童・生徒への福祉教育の推進	
② 地域住民への福祉教育の推進	
(2) 広報啓発活動の推進	…41
① 住民参加による社協だよりの発行	
② 情報提供活動の充実	
(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	…42
① 行政とのパートナーシップ	
② 組織機能の充実	
③ 自主財源の確保	
④ 職員の資質向上	
⑤ 施設の管理運営	
年次計画	…45
用語解説	…57
(本計画書内で右上に※印のついている用語の説明)	
【資料】	
1 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	…65
(1) 設置要綱	
(2) 委員名簿	
(3) 策定経過	
(4) 協働メッセージ	
2 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会	…72
(1) 設置要綱	
(2) 委員名簿	
3 真庭市社会福祉協議会事務局組織図	…74
【別冊】 第4次地域福祉活動計画策定における福祉ニーズ等の把握	

第1章 第4次地域福祉活動計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉を取り巻く社会動向

わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合は28.4%となり（令和2年（2020年）版高齢社会白書）、また出生数は令和2年（2020年）840,835人（厚労省）で過去最少となりました。

高齢化や人口減少が急速に進行する中で、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などを背景とする社会的孤立の問題、限定的な近所づきあいなど、生活に身近な地域における支え合いの基盤の脆弱化が進んでいます。また、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもり、さらに近年では8050問題（高齢の親が子どもと同居し経済的に支援する世帯）やヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）の増加、ダブルケア（子育てと親や親族の介護などが同時期に発生する状態）など生活上の問題が重なり、包括的な支援を必要とする個人や世帯が浮き彫りとなってきました。

このように複雑・多様化・深刻化している社会問題や福祉課題には、分野ごとに整備された従来の「縦割り」制度だけでは対応が難しくなっているのが現状です。

国は平成28年度（2016年度）、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げました。また、平成30年（2018年）4月には地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行され、令和3年（2021年）4月には市町村における包括的支援体制の整備のあり方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

さらに国際的には、豊かで活力のある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。このSDGsの実現は、社会福祉が進めてきた歩みや「地域共生社会」づくり、「福祉ビジョン2020」のめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現につながるもの

であり、社会福祉協議会や関係者が行っている地域福祉活動そのものと言えます。

(2) 第4次地域福祉活動計画の策定

真庭市社会福祉協議会は、平成29年(2017年)3月策定の「第3次地域福祉活動計画」及び令和2年(2020年)3月策定の「第3次地域福祉活動計画見直し計画」において、基本理念である「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。」を実現するために取り組みを進めてきました。

真庭市においても、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加、地域内の人と人とのつながりの希薄化などがみられ、特に令和2年(2020年)、令和3年(2021年)においては、新型コロナウイルス感染症の長期化によりひきこもりがちな生活や、地域での多様な支え合い活動の自粛・縮小を余儀なくされ、社会的孤立などへの影響が大きかったと考えられます。

近年は、個人や世帯が抱える課題が複雑・多様化・深刻化しています。そうした課題の解決・改善のためには、公的サービスによる支援だけではなく、地域のみなさんや様々な活動組織・団体の参画による支え合い、助け合いの仕組みも必要なことから、地域福祉活動に対する期待は大きいものと考えています。

また、現在進めている「地域包括ケアシステム」の構築は、高齢者を対象にした体制のため、その「地域包括ケアシステム」を生かしつつ、すべての人を対象にした包括的支援体制を構築していくことが求められています。

この度の改訂に当たっては、現計画の方向性(「住民参加活動の推進」、「個別支援活動の推進」、「地域福祉推進のための環境整備の推進」)を引き継ぎつつ、これまでの取り組みで見えてきた課題や、アンケート調査等から把握した地域課題の解決・改善に向け、住民と一体となって推進する計画を策定いたします。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられた社会福祉協議会の呼びかけにより地域住民、地域内の団体や機関、社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互に協力して策定する、「地域福祉の推進」を目的とした民間の活動・行動を取りまとめた計画であり、真庭市社会福祉協議会の基本計画として位置づけます。

また、令和3年（2021年）4月施行の改正社会福祉法で、地域福祉の推進は「地域住民が主体である」ことが明示されたように、住民自身が自分たちの住む地域の課題を発見・共有し、共通の目標や役割分担を確認しあい、課題解決に向かっていくための計画です。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「真庭市地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を決める「地域福祉活動計画」とは連携と整合性を図りながら、互いに補充、補完し、地域福祉を推進していきます。

(2) 計画の期間

真庭市社会福祉協議会の第4次地域福祉活動計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間の計画とします。ただし、計画期間内の社会情勢の変化や社会福祉の動向、課題や取り組みの成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとし、最終年度には評価を行います。

3 計画の策定方法

(1) 第4次地域福祉活動計画策定委員会による協議

地域福祉の推進に向けた協議を行うため、学識経験者、地域代表者、関係専門機関、団体、ボランティア、当事者組織及び行政関係者等で構成する「真庭市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、活動計画の内容について検討を行いました。

また、ニーズ調査実施、課題整理、素案作成のため、「職員プロジェクト会議」を設置し検討を行いました。

(2) 福祉ニーズ等の把握

① アンケート調査

1 地域福祉関係

実施時期	対象者及び団体	目的(内容)等
令和3年(2021年) 10月初旬~中旬	地区社協※代表者 (34代表者)	目的に沿った地区社協活動の実施、意識した取り組みがされているか 相談窓口の周知状況等
令和3年(2021年) 10月初旬~中旬	ふれあい・いきいきサロン 代表者 運動型 12サロン 憩い型Ⅰ 1サロン 憩い型Ⅱ 155サロン	担い手の負担感や状況、ふれあいから支え合いの活動転換、サロンの推進等
令和3年(2021年) 9月中旬~10月	民生委員・児童委員 148名 (定数 149名中 1名欠員) 主任児童委員 19名	民生委員・児童委員と福祉委員との連携 地域課題の抽出、困窮世帯に対する支援方法等
令和3年(2021年) 10月初旬~中旬	地域助けあい事業※協力会 員(登録者 184名)	見守りネットワーク※の構築について
令和3年(2021年) 10月初旬~中旬	ボランティア団体代表者 (60団体)	加入団体の減少や高齢化などによる課題がある中、解決に向けた取り組みについて 効果的な情報発信の方法について
令和3年(2021年) 9月中旬~下旬	夏のボランティア体験参加者 (121名)	若年層等のボランティア活動の取り組み (中学生・高校生)
令和3年(2021年) 10月初旬~11月	子育て中の親 (117名)	子育て世帯のニーズ把握
令和3年(2021年) 9月~10月	小・中・高等学校 (30校)	福祉学習の取り組みや課題について
令和3年(2021年) 10月上旬	介護支援専門員、病院相談員、保健師 (103名)	貸出事業についての現状把握
令和3年(2021年) 10月上旬	介護支援専門員、病院・施設相談員、保健師 (施設、事業所等 142名)	日常生活自立支援事業、成年後見※制度、法人後見※事業について制度理解、相談対応

2 介護事業関係

実施時期	対象者及び団体	目的(内容)等
令和2年(2020年) 10月	訪問入浴介護利用者 (18名)	利用者満足度調査

令和2年(2020年) 10月	通所介護利用者 (42名)	利用者満足度調査
令和2年(2020年) 10月	訪問介護利用者 (103名)	利用者満足度調査
令和3年(2021年) 8月	居宅介護支援事業 利用者(186名)	利用者満足度調査及び要望等
令和3年(2021年) 7月~9月	特養やすらぎ入所者家族・ 業者・担当ケアマネ (入所者家族27名・担当 ケアマネ等17名)	入所者の施設環境及び要望等
令和3年(2021年) 8月	障害者総合支援事業利用者 (34名)	利用者満足度調査
令和3年(2021年) 8月	障害者訪問入浴利用者 (1名)	利用者満足度調査及び要望等
令和3年(2021年) 10月	居宅介護支援事業所 真庭市地域包括支援セン ター※(54名)	利用者・家族からの意見・要望等

②ヒアリング調査

1 地域福祉関係

実施時期	対象者及び団体	目的(内容)等
令和3年(2021年) 10月下旬	地域助けあい事業有料サー ビス申請登録者(5名)	生活ニーズ把握
令和3年(2021年) 10月	障がい者・児支援団体 (放課後デイサービス、作 業所※、障がい者関係団体 会員等10団体)	必要な支援についてのニーズ把握 社会参加や日常的なニーズ把握
令和3年(2021年) 10月中旬	社協各支所専門員 (9名)	貸出機器、車両貸出等現状及びニーズ 把握
令和3年(2021年) 10月中旬	真庭市福祉課	困窮世帯に関するニーズ把握 (支援方法や必要な資源開発のため)
令和3年(2021年) 11月	子育て支援ボランティア (8団体)	子育て支援団体の活動状況及びニーズ 把握

第2章 第3次地域福祉活動計画の事業実施評価及び現状

1 第3次地域福祉活動計画の事業実施評価について

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）の期間で推進した第3次地域福祉活動計画について、どの程度達成されているか、成果として地域福祉の推進にどう繋がっているか等、各事業目標の進捗状況・達成状況について、評価委員会を設置し、住民の視点から評価を実施しました（4回開催）。

評価委員会委員長の答申に基づき、地域福祉を推進していくための活動の指針である第4次地域福祉活動計画を策定しました。

答 申 書

本答申は、真庭市社会福祉協議会（以下、真庭市社協）の「第4次地域福祉活動計画」の策定に向けて、「第3次地域福祉活動計画」（平成29年度～令和3年度）に基づき真庭市社協が取り組んできた事業・活動について、以下の主たる3つの目標の各項目について評価を行ったものです。

「基本目標1. 住民参加活動の推進」の項目である「地区社協」「ふれあい・いきいきサロン※」「福祉委員※活動」「見守りネットワークの構築」は、地域住民のみなさんと協働して、地域生活問題の解決に向けた重要な取り組みであり、コロナ禍においても活動を止めず、継続していくことが求められます。このために、「小地域福祉活動を支える人材の育成」が共通課題となっており、特に若者の地域福祉活動への関心を高め、参加につなげる取り組みが求められます。また第3次計画の重要課題であった「地域包括ケアシステムの構築」への取り組みは遅れており、このシステムの重要性の理解と構築への取り組みが急務です。

「基本目標2. 個別支援活動の推進」では、アウトリーチを中心としたニーズの早期発見・早期支援の取り組みが必要です。また、個別支援活動の推進には、社協職員に包括的相談支援のための幅広い知識と援助技術が求められ、そのための取り組みが必要となります。地域支援の対象分野としては、「高齢者」「障がい者（児）」支援の更なる充実とともに、特に「子ども」支援の推進が必要であり、子育て支援ボランティアの養成などの取り組みが必要です。そのためにも市行政や社会福祉法人、企業・商店、地域住民などとの幅広い連携の仕組みの構築が不可欠です。

「基本目標 3. 地域福祉推進のための環境整備の推進」では、地域住民の主体的な活動を進めるには「福祉教育（共育）」が重要であり、全世代を対象とした日常的な福祉教育（共育）の取り組みが求められます。「調査・研究活動の推進」では、増加している生活困窮やひきこもり等の潜在化している「制度の狭間の問題」を調査・把握し、新たな取り組みへの検討を行い、「社会資源[※]の活用・改善・開発」につなげていくことが課題となっています。また、「住民の権利擁護の推進」では、法人後見事業の充実とともに「権利擁護センター」設置への市行政への働きかけが求められます。「社協組織と財政基盤の整備」では、社協組織のガバナンスが求められており、理事会・評議員会の機能充実と自主財源確保など、財政基盤の整備が急務の課題です。さらに、職員にはコミュニケーション・ソーシャルワーク実践力が必要であり、そのための組織的・体系的な研修が必要です。

以上、本答申では第3次計画に基づき、これまで社協が取り組んできた地域福祉活動・事業について評価を行いました。本計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大という予期せぬ大問題があり、地域福祉の様々な活動・事業を中止・延期しなければならず、これまで取り組んできた地域福祉は停滞を余儀なくされるとともに、新たな課題も生まれてきています。次期計画は、こうした新しい課題の解決に積極的に取り組んでいくことが求められ、それこそが民間団体である社協の役割と言えます。

本答申の示すこれからの方針と取り組みについて確認し、新たな思いと覚悟を持って、本計画の最終年度に向けて地域福祉を進めていくことを要望して、答申とします。

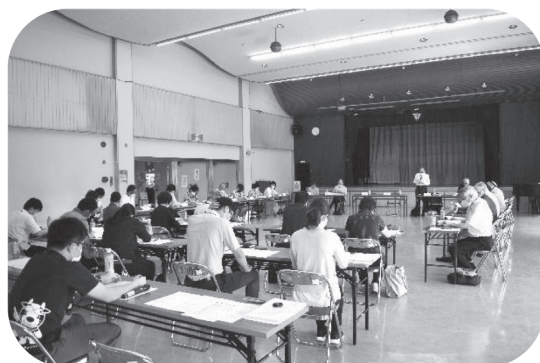
令和3年9月6日

真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会委員長 小坂田 稔

評価委員会



策定委員会



2 真庭市の現状

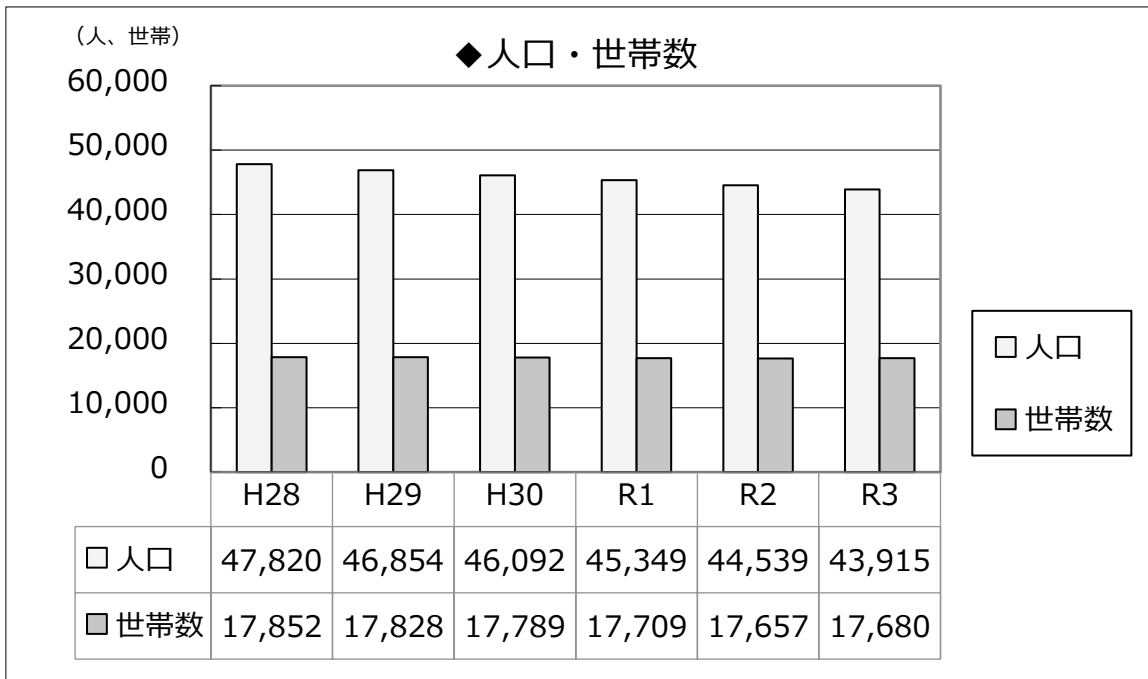
(1) 人口・世帯等の状況

① 人口と世帯数

(資料：真庭市地域福祉計画、住民基本台帳)

人口は合併当初の平成 17 年度 (2005 年度) では 51,782 人でしたが、16 年間で約 7,800 人 (約 15.2%) 減少し、令和 3 年 (2021 年) 4 月現在 43,915 人となっています。

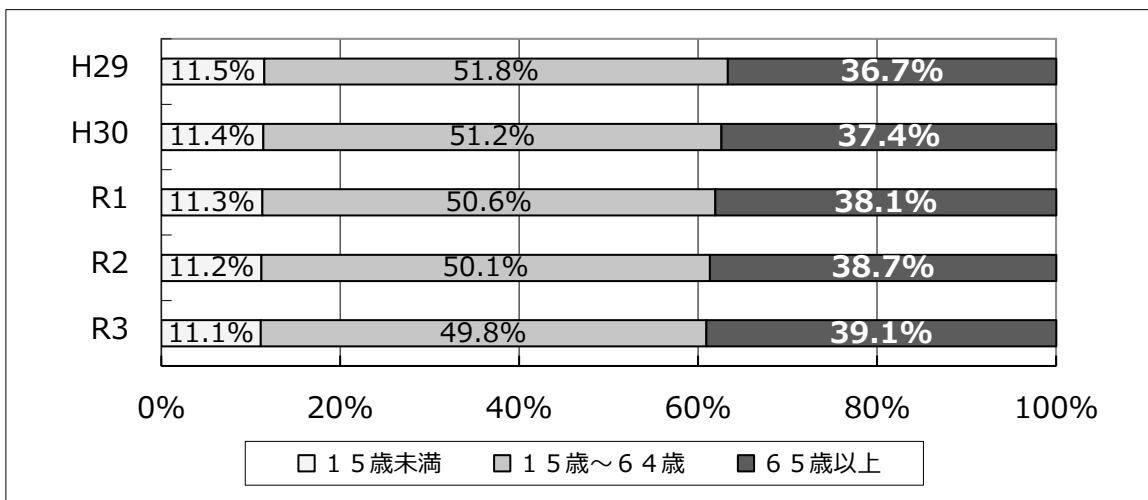
世帯数については、合併当初に比べ 898 世帯 (5.1%) 増加し、令和 3 年 (2021 年) 4 月現在 17,680 世帯となっています。



② 年齢3区分人口構成

(資料：真庭市住民基本台帳)

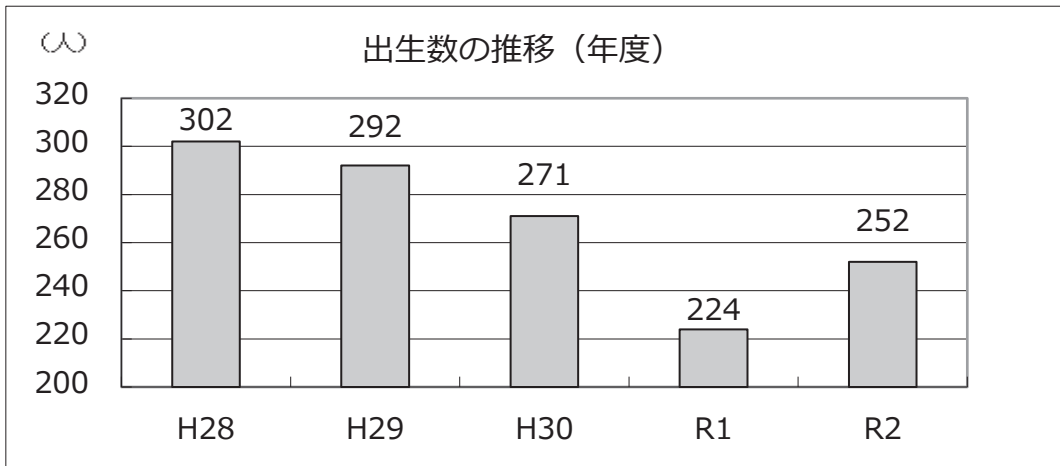
64 歳以下の人口割合が減少していて、急速に少子高齢化が進んでいることがわかります。



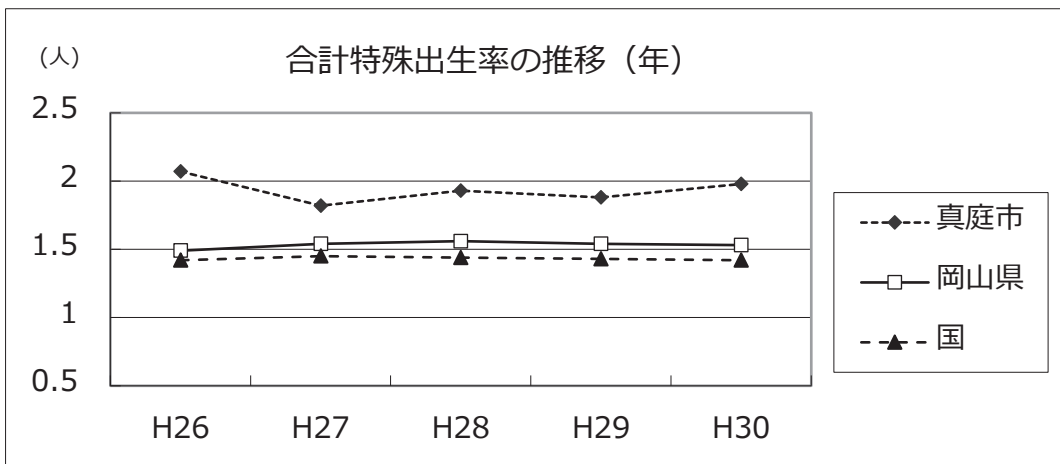
③ 出生数・合計特殊出生率

(資料：真庭市地域福祉計画 他)

平成 28 年度（2016 年度）は 302 人でしたが、令和 2 年度（2020 年度）は 252 人と 16.5%減となり、依然として少子化傾向にあります。反面、合計特殊出生率は、国や県と比較して高い状況にあります。



資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在



資料：出生数並びに岡山県及び全国の合計特殊出生率「人口動態統計（厚生労働省）」

(単位：人)

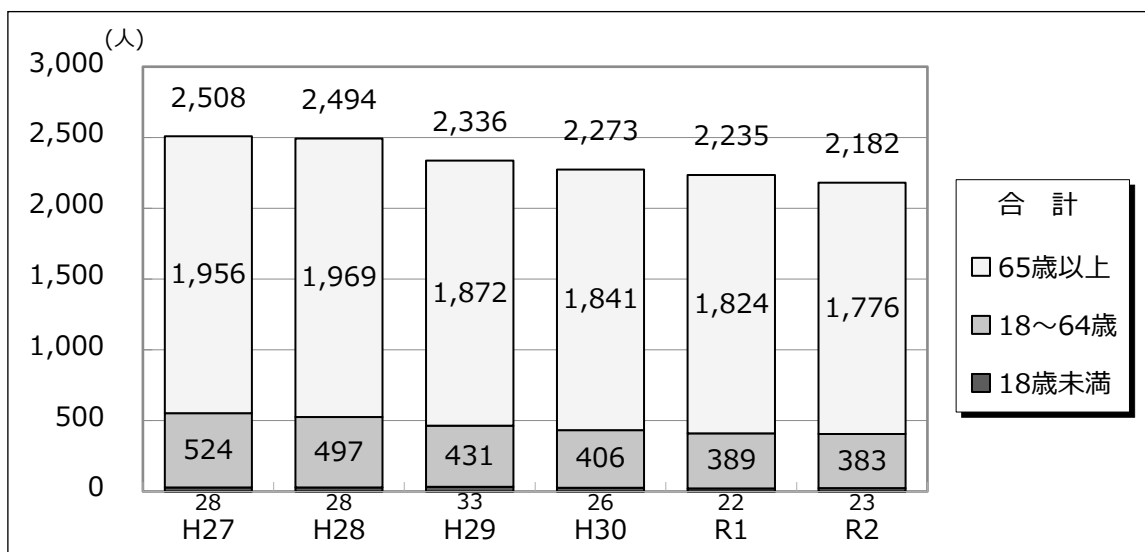
	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
真庭市	2.07	1.82	1.93	1.88	1.98
岡山県	1.49	1.54	1.56	1.54	1.53
国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

(2) 障がい者等の状況

① 身体障害者手帳所持者数

(資料：真庭市健康福祉部福祉課)

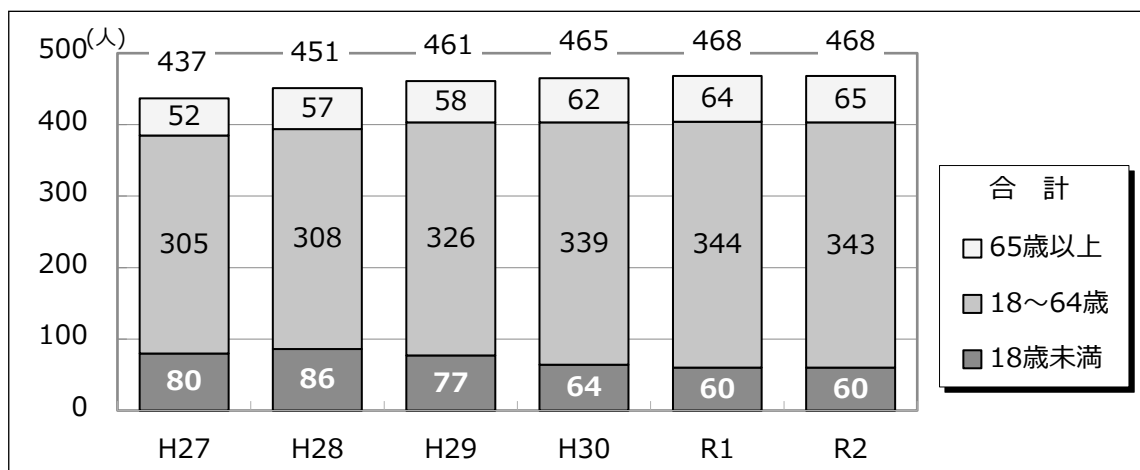
身体障害者手帳所持者は、令和2年(2020年)3月31日現在2,182人で、年々減少傾向にあります。年齢3区分別で見ると、65歳以上の高齢者が多く、令和2年(2020年)は1,776人で全体の81.4%を占めています。等級別では1級が最も多く、令和2年(2020年)は650人で全体の29.8%を占めています。障がい種別では、「肢体不自由」が全体の50.5%を占め、「内部障がい」も31.9%と比較的多くなっています。



② 療育手帳所持者数

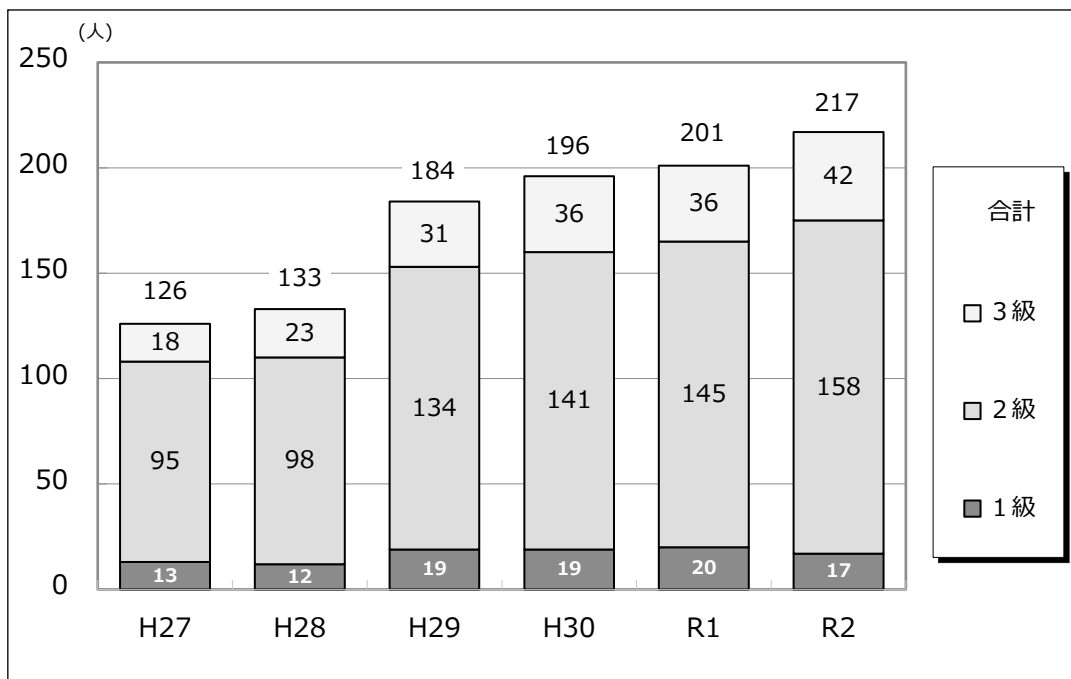
(資料：真庭市健康福祉部福祉課)

療育手帳所持者は、令和3年(2021年)3月31日現在468人で、年々増加しています。年齢をみると、18歳以上が408人(87.2%)となっています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (資料：真庭市健康福祉部福祉課)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3年(2021年)3月31日現在217人で、年々増加傾向にあります。手帳所持者を等級別にみると、「2級」が最も多く、令和3年(2021年)3月末は158人で、全体の72.8%を占めています。



④ 各手帳所持者の等級の状況

令和2年度（2020年度）末時点の各種手帳所持者を等級別にみると、身体障害者手帳では1級が29.8%で最も多く、2級も含めると44%を占め、重度の人が多い状況となっています。療育手帳では変動が少なく、約3割がA判定、約7割がB判定となっています。精神障害者保健福祉手帳では、すべての級で年々増加しており、2級の人が7割台を占めています。

単位：人（%）

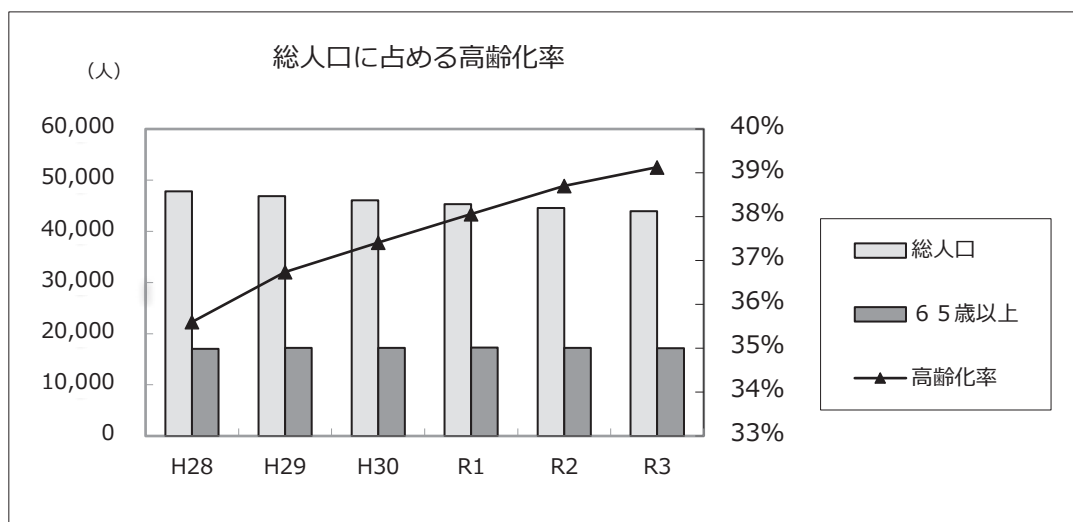
区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
身体障害者 手帳	1級	712 (28.6)	666 (28.5)	671 (29.5)	658 (29.4)	650 (29.8)
	2級	370 (14.8)	340 (14.5)	333 (14.7)	326 (14.6)	310 (14.2)
	3級	354 (14.2)	345 (14.8)	337 (14.8)	339 (15.2)	338 (15.5)
	4級	647 (25.9)	611 (26.1)	570 (25.1)	553 (24.7)	534 (24.5)
	5級	181 (7.3)	170 (7.3)	160 (7.0)	156 (7.0)	150 (6.9)
	6級	230 (9.2)	204 (8.7)	202 (8.9)	203 (9.1)	200 (9.1)
	計	2,494	2,336	2,273	2,235	2,182
療育手帳	A判定	136 (30.2)	136 (29.5)	137 (29.5)	137 (29.3)	138 (29.5)
	B判定	315 (69.8)	325 (70.5)	328 (70.5)	331 (70.7)	330 (70.5)
	計	451	461	465	468	468
精神障害者 保健福祉 手帳	1級	12 (9.0)	19 (10.3)	19 (9.7)	20 (10.0)	17 (7.8)
	2級	98 (73.7)	134 (72.8)	141 (71.9)	145 (72.1)	158 (72.8)
	3級	23 (17.3)	31 (16.9)	36 (18.4)	36 (17.9)	42 (19.4)
	計	133	184	196	201	217

(3) 高齢者等の状況

① 総人口に占める高齢化率

(資料：真庭市住民基本台帳)

65歳以上の人口については、若干増加していますが、ほぼ横ばいです。しかし、総人口の減少割合が上回っているため、高齢化率が進んでいます。



※各年4月1日現在

(単位：人)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
総人口	47,820	46,854	46,092	45,349	44,539	43,915
65歳以上	17,022	17,216	17,244	17,259	17,235	17,186
高齢化率	35.6%	36.7%	37.4%	38.1%	38.7%	39.1%

友愛訪問



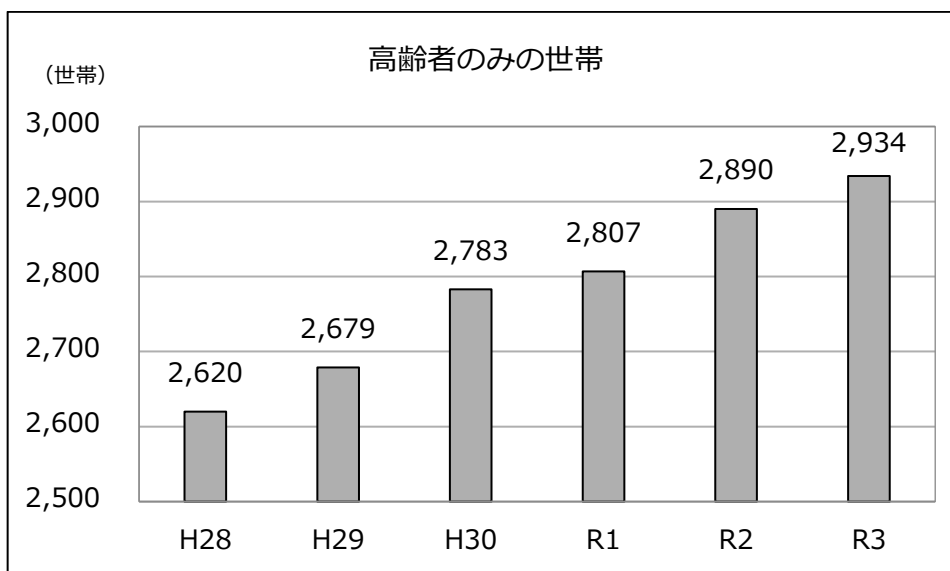
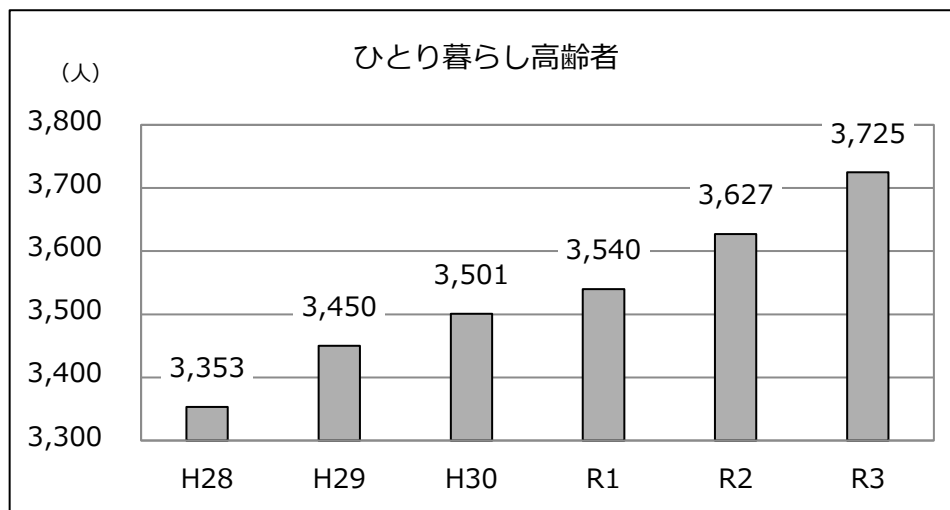
ひとり暮らしの集い



② ひとり暮らし、高齢者のみの世帯数（資料：真庭市健康福祉部高齢者支援課）

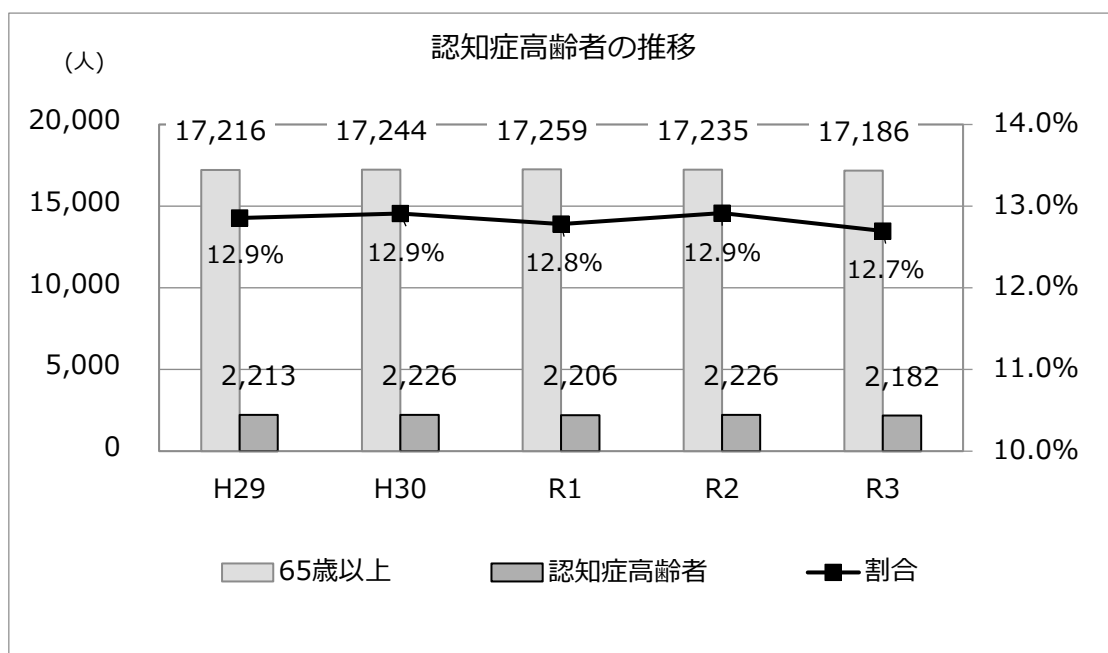
65 歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯は年々増加傾向となっています。

令和3年(2021年)3月末時点のひとり暮らし高齢者数は3,725人で、高齢者全体の21.7%となっています。



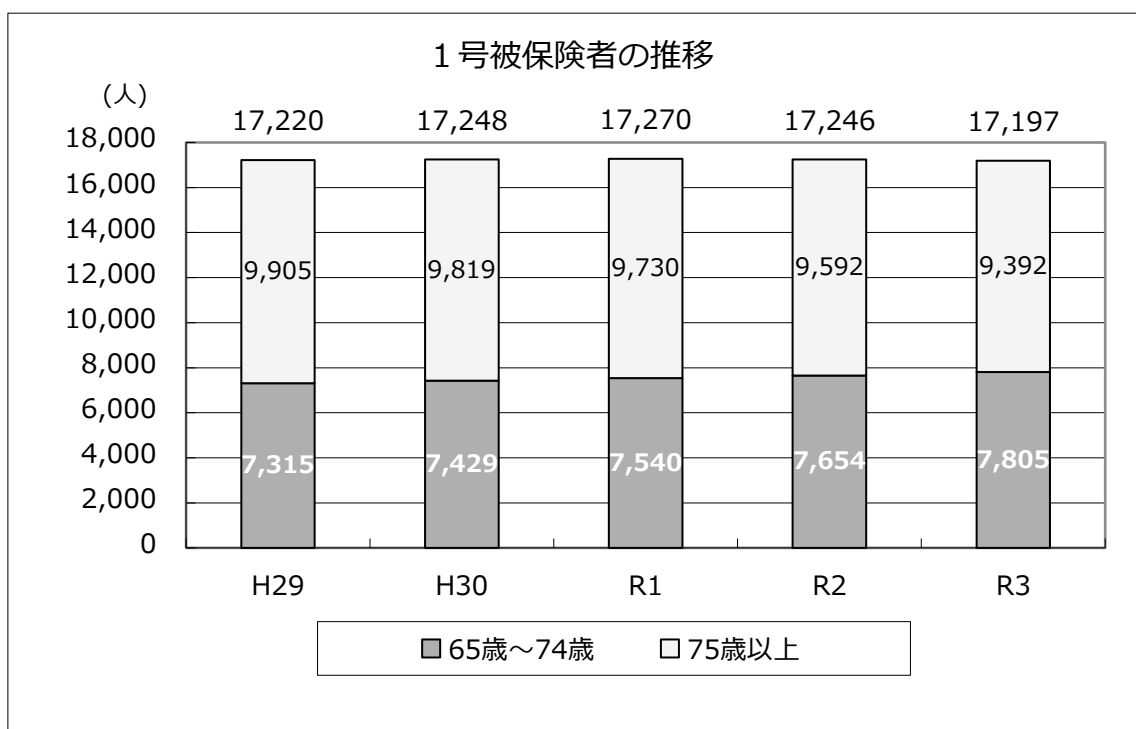
③ 認知症高齢者数（資料：真庭市健康福祉部高齢者支援課）

令和3年(2021年)3月末では2,182人となっており、近年はほぼ横ばいで推移していますが、出現率は12.7%と高い確率となっています。



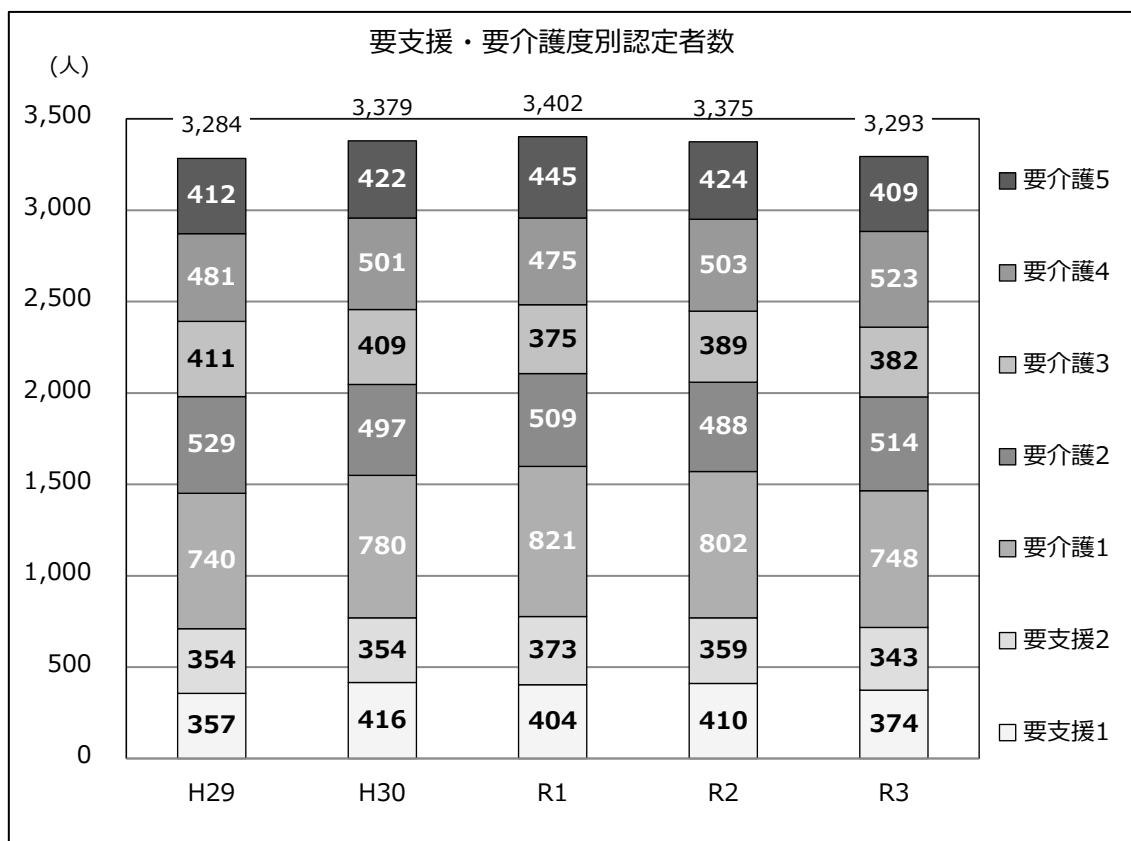
認知症高齢者：介護認定を受けている認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

- ④ 介護保険制度※ 第1号被保険者数 (資料：真庭市健康福祉部高齢者支援課)
 合計数はほぼ横ばいで推移していますが、65歳～74歳については増加傾向、75歳以上の後期高齢者は減少傾向となっています。(各年3月末現在)



⑤ 要支援・要介護認定者の推移（資料：真庭市健康福祉部高齢者支援課）

令和3年（2021年）3月末の要支援・要介護認定者数は合計3,293人で、第1号被保険者に対する認定率は19.1%となっています。また、認定者数は近年減少傾向にあります。



各年3月31日現在の認定率（第1号被保険者数における認定率）（単位：％）

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
真庭市	19.1	19.6	19.7	19.6	19.1
岡山県平均	20.3	20.3	20.6	20.7	20.8
全国平均	18.0	18.0	18.3	18.5	18.7

(4) その他の状況

① 生活保護受給世帯・生活困窮者自立支援事業の状況

(資料：真庭市健康福祉部福祉課)

生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図るため、平成 27 年（2015 年）4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、併せて生活困窮者自立支援事業が実施されています。真庭市では、相談員を配置し自立相談支援を行っています。

生活保護

	平成 28 年度 (2016 年度) 末	平成 29 年度 (2017 年度) 末	平成 30 年度 (2018 年度) 末	令和元年度 (2019 年度) 末	令和 2 年度 (2020 年度) 末
受給者数	339	302	284	277	256
受給世帯数	252	235	226	228	214
受給相談件数	110	79	55	83	62

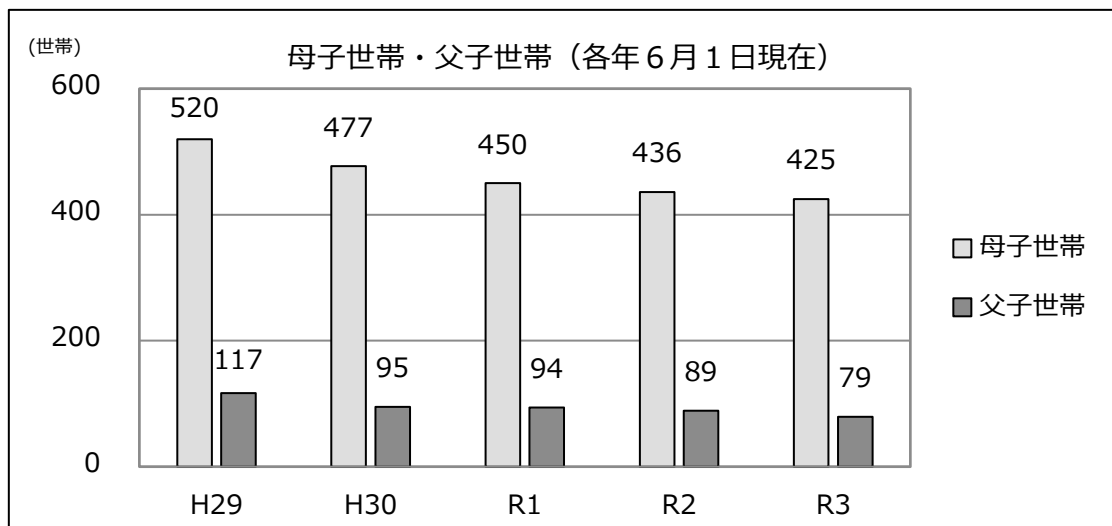
・生活保護受給者数は、平成 28 年度（2016 年度）以降年々減少しています。

生活困窮者自立支援事業

	平成 28 年度 (2016 年度) 末	平成 29 年度 (2017 年度) 末	平成 30 年度 (2018 年度) 末	令和元年度 (2019 年度) 末	令和 2 年度 (2020 年度) 末
相談件数	145	115	53	79	111
支援プラン作成数	4	5	6	7	49

・相談件数は、平成 28 年度（2016 年度）以降年々減少していましたが、令和元年度（2019 年度）から増加に転じています。

- ② 母子世帯・父子世帯 (資料：真庭市健康福祉部子育て支援課)
 令和3年(2021年)6月時点で母子世帯・父子世帯あわせて504世帯
 となっています。



対象：20歳未満で未婚の児童を養育している世帯

- ③ ひきこもりの状態 (広義のひきこもり) にある人の推計
 内閣府が平成27年度(2015年度)、平成30年度(2018年度)に行つた調査結果を活用した推計は、満15歳~39歳が139人、満40歳~64歳が189人です。

真庭市の令和3年(2021年)4月1日の人口

総人口 43,915人
 満15歳~満39歳 8,837人
 満40歳~満64歳 13,017人

(資料：内閣府)

- ・平成27年度(2015年度)「若者の生活に関する調査(満15歳~満39歳)」
 推計数54.1万人、出現率1.57%
- ・平成30年度(2018年度)「生活状況に関する調査(満40歳~満64歳)」
 推計数61.3万人、出現率1.45%

第3章 計画の基本的な考え方

【基本方針】

真庭市の地域福祉推進の中心的機関として「住民参加」「住民主体」の原則に基づき、すべての市民が、住み慣れた場所で、穏やかで、心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

【キャッチフレーズ】

①まいにち ②ここに ③わになって みんなでつくる福祉のまち

1 基本理念

「すべての市民が 安心して暮らせる 地域社会の実現をめざします。」

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を「住民参加活動の推進」「個別支援活動の推進」「地域福祉推進のための環境整備の推進」と定め、それぞれの事業に取り組んでいきます。

基本目標1 住民参加活動の推進

誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、住民同士の「支えあい、助けあい」が不可欠です。

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、支援を必要とする人も安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築をめざす取り組みを行います。

基本目標 2 個別支援活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、何らかの支援を必要としている人のニーズに合った活動が求められます。そのために、地域で生活する高齢者、障がい者（児）、子育て世帯など多様な当事者を対象とした取り組みの強化と、住民ニーズに合った取り組みを行います。

また、相談支援に関しては、一人ひとりの権利や生活を守り、相談者には寄り添って丁寧に対応し、必要に応じ関係機関と連携するなど、生活を支える支援が適切にできるよう努めます。

基本目標 3 地域福祉推進のための環境整備の推進

地域福祉推進のためには、共に地域で暮らす人の障がいや認知症などに対する正しい知識と理解が必要になります。

そのため、地域や学校での福祉について学ぶ機会、啓発に取り組み、福祉のこころの醸成に努めます。

また、併せて地域福祉活動の広報啓発も行っていく必要があります。

財源確保は今後もますます厳しくなると予想されるため、社会福祉協議会への支持拡大に努めるとともに、経費節減に取り組み、各種財源の確保と適正な活用を推進し、機動性・柔軟性を活かしていきます。

3 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、住民による地域組織、民生委員・児童委員などの地域活動者、ボランティア団体、福祉サービス事業所や行政などと連携、協働し、効果的な推進を図ります。また、市民一人ひとりが地域福祉の考え方や計画の基本目標、活動内容を理解して取り組んでいけるよう、社協だよりやホームページなどでの紹介や地域におけるさまざまな機会をとらえて広く周知していきます。

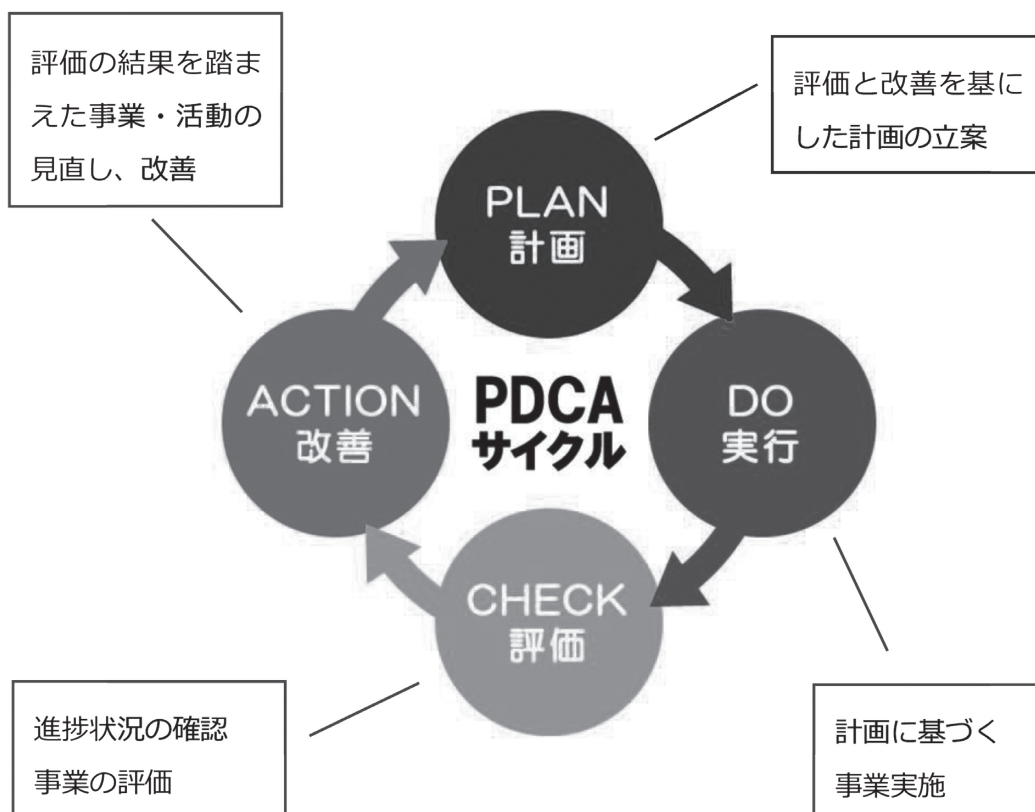
4 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」を活用し、持続性の向上と質の向上を図りながら実効性のある計画の推進をめざします。

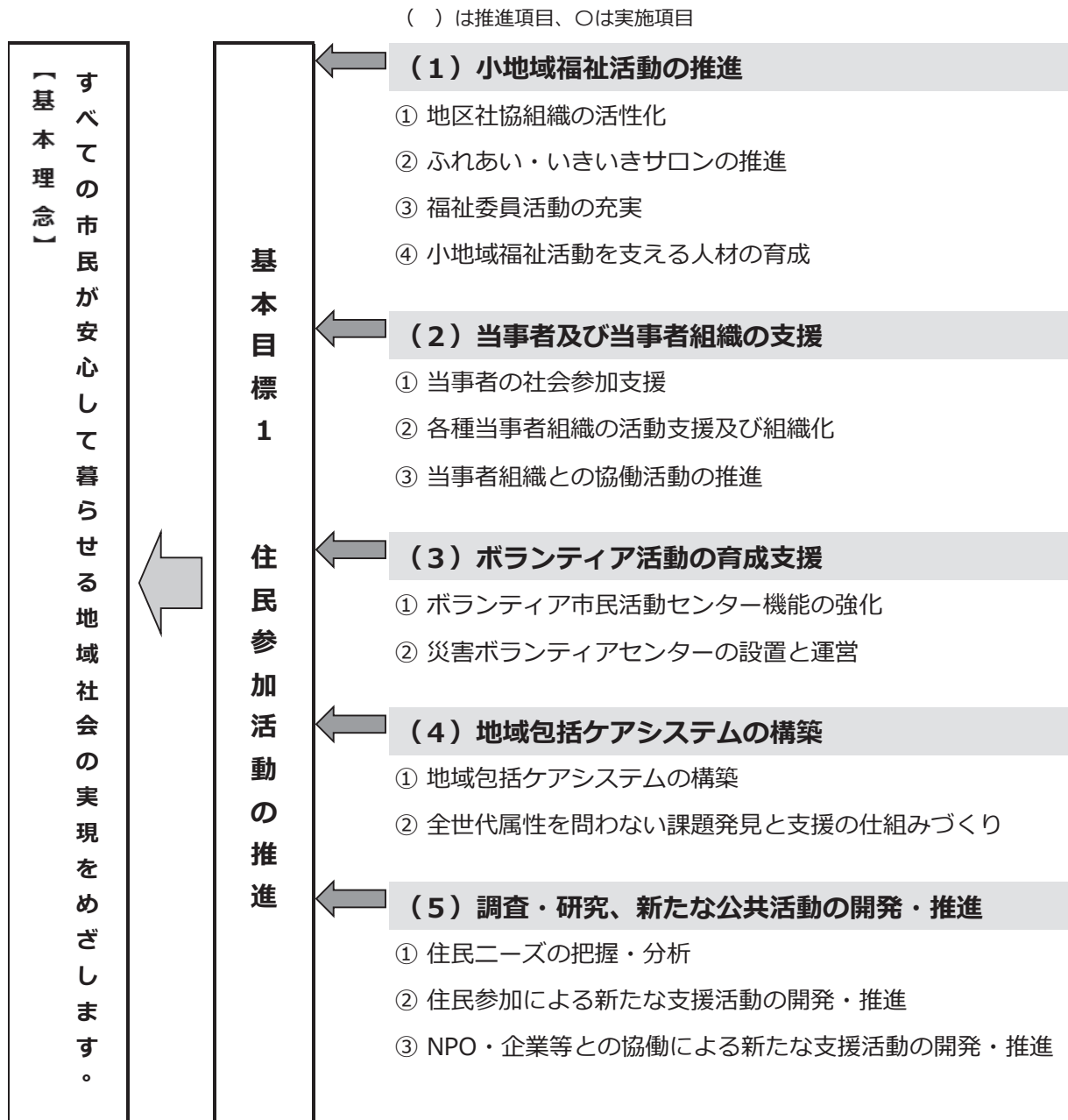
年度ごとに真庭市社会福祉協議会の評価基準表にそって目標の達成状況や成果などの進捗の確認を行います。量的な評価を中心とし、事業の内容に応じて質的な評価を行います。

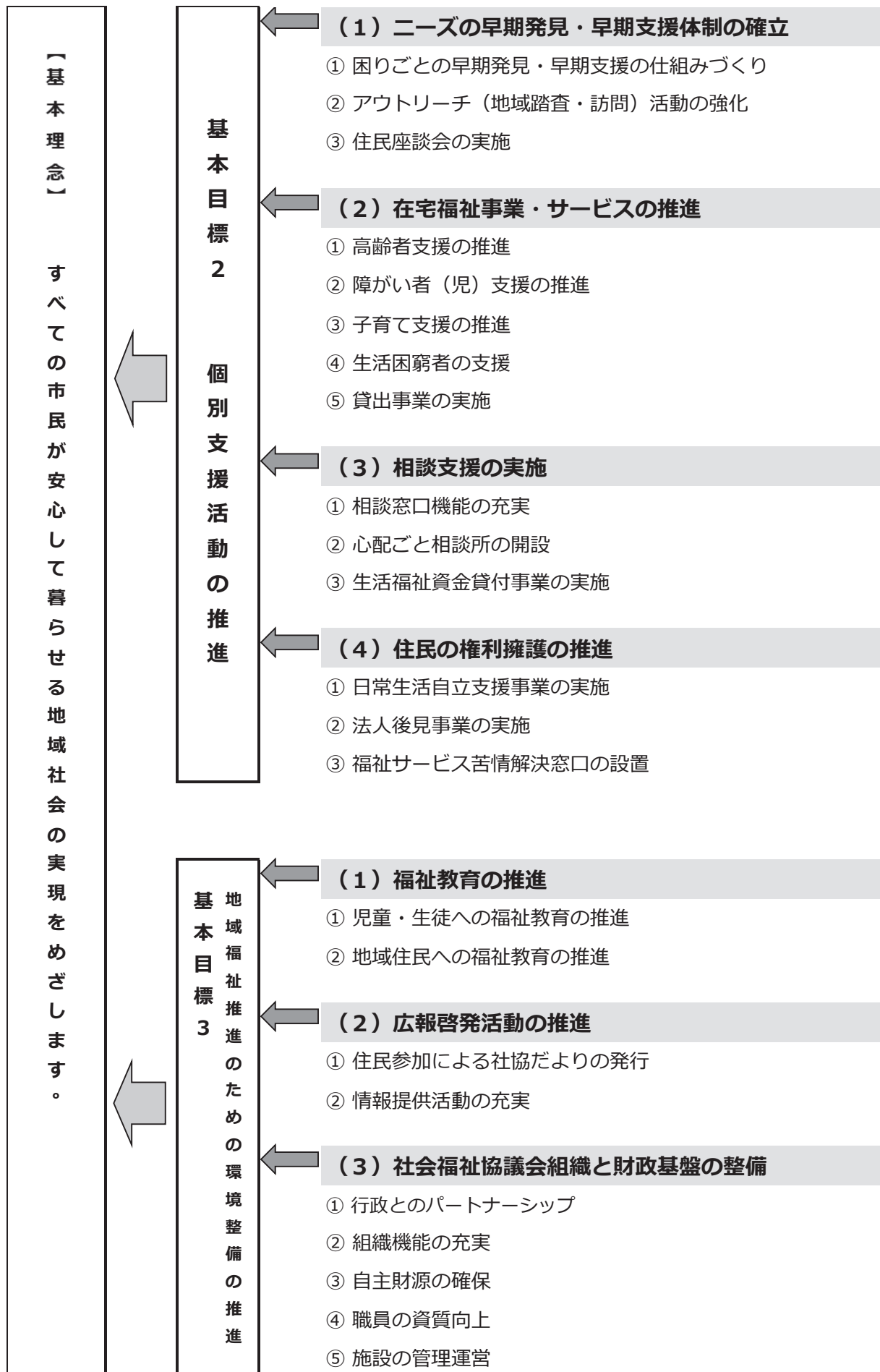
中間年である令和6年（2024年）、及び最終年度には地域住民や福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉活動計画評価委員会」を設置し、推進状況及び成果の評価を行います。

ただし、計画期間内の社会情勢の変化や社会福祉の動向、課題や取り組みの成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



第4次地域福祉活動計画の構成

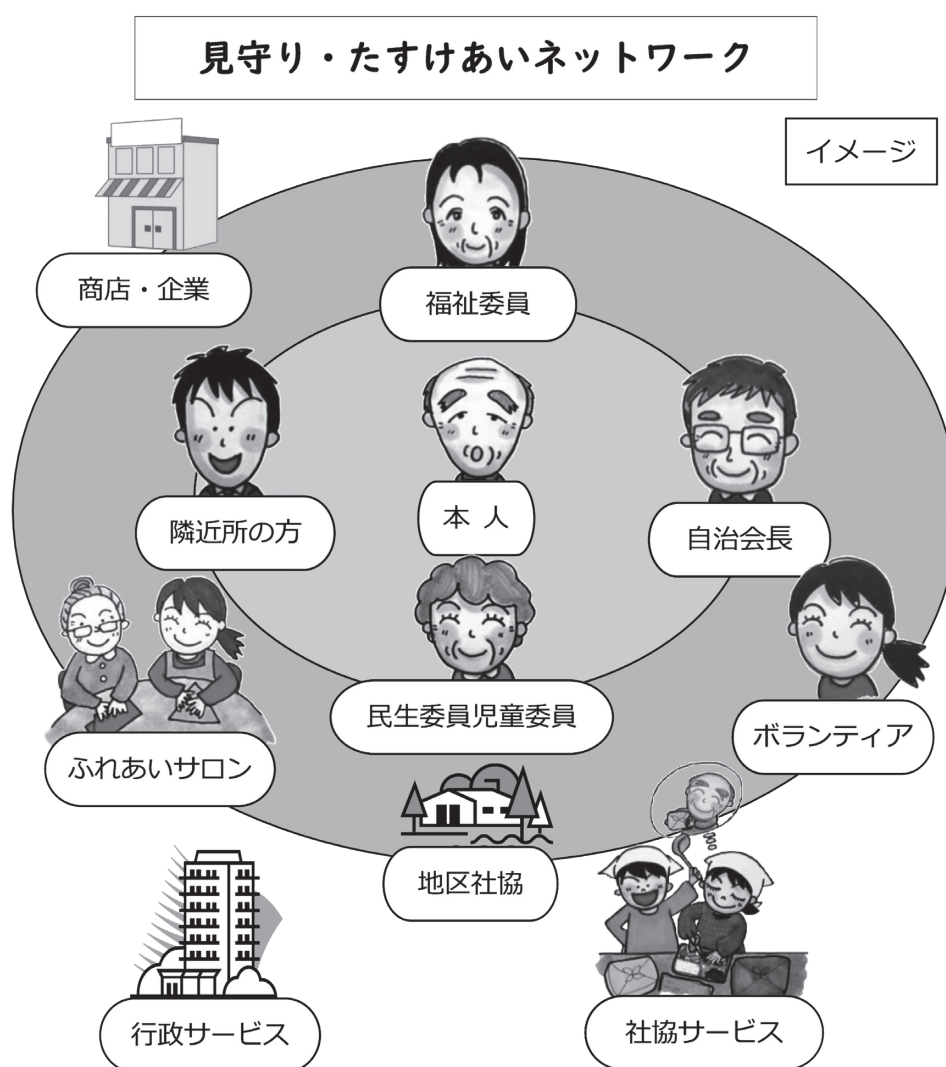




第4章 計画の推進

本章は、第3章の「2 基本目標」で掲げた各基本目標の推進方向ごとの福祉課題の解決に向けた行動「推進項目」、「実施項目」について、特に重点的に行う事業と目標をあげ、具体的に取り組むことにしています。

また「年次計画」では、実施項目別に事業・取り組み等を記載しており、これをもとに毎年度の事業を企画・実施していきます。



(資料：真庭市社会福祉協議会)

1 実施事業・活動の推進

基本目標 1：住民参加活動の推進

推進項目	(1) 小地域福祉活動の推進
<p>地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動</p>	<p>①②世帯等状況の変化から地域のつながりが弱くなったと感じられています。支援が必要な方の情報に関し、「高齢者に偏っている」「子どもや障がい者とのかかわりが少ない」等があがっています。地区社協事業やふれあい・いきいきサロンで参加者の固定や参加人数の減少、男性の参加が少ない状況があります。活動内容に困っているなどの課題があります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、事業の縮小や中止があり、コロナ禍での事業の推進方法を見直すなど対策が必要です。</p> <p>③福祉委員の研修や会議等への参加率が低く、役割の周知や理解が不十分な状況があります。民生委員・児童委員と十分な連携がとれていません。</p> <p>①②③④地域では担い手の不足、高齢化など後継者不在が危惧されています。</p>
<p>具体的な取り組み</p>	<p>①全地区社協で助けあい会議[※]や座談会を開催し、属性を問わず全世代の幅広いニーズの把握を行います。また、福祉活動専門員[※]は、幅広い世代の地区社協活動への参加支援を行います。コロナ禍でも実施可能な事業を提案します。</p> <p>②ふれあい・いきいきサロン（憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・運動型）を日常生活圏域に年3～4か所設置推進します。活動内容の提案や、回覧板を活用した声掛け、情報発信を行い参加者の増進、男性の参加増強に努めます。</p> <p>③福祉委員研修会の開催や役割周知に関する広報に加え、福祉活動専門員と福祉委員の定期的な見守り連絡体制をつくり、見守りが必要な世帯の情報を共有し、見守り活動の充実を図ります。</p> <p>④担い手研修会を開催し、担い手を育成します。</p> <p>若い世代や地域づくり委員会に研修会等への参加を呼びかけ、担い手の確保に取り組みます。</p>

		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①地区社協組織の活性化	地域助けあい事業の充実	34地区社協 年2回開催 (68回)	→			
②ふれあい・いきいきサロンの推進	ふれあい・いきいきサロンの設置推進	←				
		「憩い型Ⅱ、憩い型Ⅰ、運動型」を日常生活圏域に年3～4か所設置				
③福祉委員活動の充実	福祉委員活動の充実・活性化	年2回以上見守り連絡体制をつくる	→			
④小地域福祉活動を支える人材の育成	担い手研修会の開催・育成	年1回以上開催	→			
実施方法	<p>①助けあい会議では、属性を問わず全世代の幅広いニーズの把握を行います。会議後は、福祉活動専門員のアウトリーチを徹底し、地域と連携した見守り活動を行います。生活支援が必要な方には適切なサービスの紹介や支援につなげます。</p> <p>また、地区社協と協働し、各地区社協の活動内容をふりかえりシートにより確認し、活動の見直しや新たな取り組みに向けた支援を行います。</p> <p>②出前サロンや出前講座等を活用し、サロン立ち上げ支援を行います。福祉活動専門員と生活支援コーディネーター※（SC）が連携協力し、定期的に既存のサロンに参加し、地域住民だれもが参加しやすい場となるよう活動メニューの提案を行います。また、サロンの集いを開催し、担い手問題に結びつく研修や活動の発信を行います。</p> <p>③年1回以上の研修会、役割周知に関する広報に加え、福祉活動専門員が定期的（年2回以上）に各福祉委員とコミュニケーションをとり、見守りが必要な世帯の状況を相互に情報共有します。また、活動の活性化に向け、福祉委員同士が活動イメージやアイデアを共有できる機会を作ります。</p> <p>④担い手研修会を年1回以上開催し、社協関係者だけでなく、地域づくり委員会※や若い世代などに広く呼びかけ、人材の確保・人材の発掘に努めます。</p>					
協働する団体等	地区社協、岡山県社協、真庭市、真庭市地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉委員、地域福祉推進委員※、ボランティア、地域住民、ふれあい・いきいきサロン、愛育委員※、栄養委員※、子育て支援団体、学校、地域づくり委員会、消防団等					

【地区社協設置状況】

令和3年11月1日現在

地区	設置数	地区社協名	大字設置区域 ※ () 内は対象地域
北房	5	中津井せんだんの会福祉部	上中津井・下中津井
		砦部地区社協	上砦部・下砦部
		阿口竜王会	阿口
		上水田ふれあい助けあい隊	上水田
		水田むらづくりの会	五名・宮地・山田
落合	7	落合地区社会福祉協議会	向津矢・西河内・上市瀬・下市瀬・落合垂水
		天津地区社会福祉協議会	福田・影・日名・開田・中・高屋・杉山
		津田地区むらづくり推進委員会	野原・吉・旦土・舞高・上山・田原山上・下見
		木山地区社会福祉協議会	下方・日野上・木山・鹿田
		美川地区社会福祉協議会	栗原・関・一色・別所・佐引
		河内地区福祉の村づくり	上河内・中河内・下河内
		川東地区社会福祉協議会	大庭・野川・田原・古見・平松・法界寺・赤野・西原
久世	9	宮芝・町西福祉の会	(田下・北町・小谷・研矢・上ケ市・黒尾住宅・黒尾・朝日団地・山根前・グンゼ社宅・河元・野白)
		久世まちなか社会福祉協議会	(上町・早川町・中町・西町・中央町・栄町・元町・東町住宅・東町・下町・旭町)
		ひまわり福祉の会	(土居・中島・長光寺・台)
		遷喬東地区社会福祉協議会	(多田・鍋屋・三阪)
		川南地区社会福祉協議会	(惣・高瀬・富尾)
		草加部地区社会福祉協議会	草加部
		米来地区社会福祉協議会	目木・中原・三崎・五反・(五反・金屋)
		檜邑地区社会福祉協議会	檜西・檜東
		余野地区社会福祉協議会	余野上・余野下

地区	設置数	地区社協名	大字設置区域 ※ () 内は対象地域
勝山	5	勝山地区社会福祉協議会	勝山・組・横部・神庭・菅谷・竹原・星山
		川西地区社会福祉協議会	本郷・三田・福谷・江川・荒田・後谷畝・神代
		城北村づくりの会福祉部	正吉・岡・柴原・山久世・真賀・見尾
		月田地区コミュニティ協議会	月田・(森久・岩坪浜田)
		富原地区高齢者福祉のむらづくり推進委員会	若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・野・高田山上・若代畝・月田本・後谷・岩井谷・岩井畝・上
美甘	1	美甘地区地域福祉推進委員会	鉄山・黒田・田口・延風・美甘
湯原	4	湯原東地区社協	田羽根・湯原温泉・向湯原・下湯原・社
		湯原南地区社協	久見・釘貫小川・都喜足・禾津・仲間
		湯原西地区社会福祉協議会	見明戸・本庄・豊栄
		二川ふれあい地域づくり委員会	種・粟谷・藤森・黒杭
中和	1	中和地区社協	蒜山別所・蒜山吉田・蒜山下和・蒜山真加子・蒜山初和
八束	1	八束地区社協	蒜山中福田・蒜山下福田・蒜山富掛田・蒜山富山根・蒜山下見・蒜山上長田・蒜山下長田
川上	1	川上地区社協	蒜山上徳山・蒜山上福田・蒜山下徳山・蒜山西茅部・蒜山東茅部・蒜山本茅部・蒜山湯船
合計	34		

マップを活用した「助けあい会議」



青空のもと「地区社協ウォーキング」



【ふれあい・いきいきサロン設置状況】

サロン数：令和3年12月末日現在

分類 地区	憩い型Ⅱ	憩い型Ⅰ	子育て	運動型	合計
北房	18	0	0	2	20
落合	34	1	0	13	48
久世	21	0	0	6	27
勝山	35	0	2	5	42
美甘	6	0	0	0	6
湯原	15	0	0	1	16
中和	1	0	0	0	1
八束	12	0	0	1	13
川上	10	0	0	0	10
全域	1	0	0	0	1
合計	153	1	2	28	184

サロン未申請で、真庭市が推進する体操に週1回取り組んでいる団体 28団体

サロンで友愛訪問活動



週1回活動の運動型サロン



基本目標 1 : 住民参加活動の推進

推進項目	(2) 当事者及び当事者組織の支援					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①②③地域住民の障がいの理解が不足しています。</p> <p>①特別支援学校や義務教育終了後、本人、家族が得られる情報量が減少しています。</p> <p>①③本人、家族が気軽に相談できる先（場所等）が不足しています。</p> <p>④社会参加活動の場が限られています。</p> <p>④③親亡き後の子どもに対する不安があります。</p>					
具体的な取り組み	<p>①当事者の社会参加支援として社会参加の場を企画実施します。</p> <p>②当事者の集まりや当事者団体（組織）の活動の場へ参加し、関係づくりを行います。把握した当事者の課題やニーズをもとに、当事者が主体となり組織化できるよう支援します。</p> <p>①③当事者の方がより充実した地域生活を送るため、当事者組織、団体等と、地域のつながりを協働して構築します。</p>					
				年度ごと目標		
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①当事者の社会参加支援	【新】 社会参加活動の実施	随時	→			
②各種当事者組織の活動支援及び組織化	支援とニーズに応じた組織化	関係会議に出席し情報収集	活動支援	→		
③当事者組織との協働活動の推進	当事者組織、団体と地域とのつながりの構築	各団体の集まりへの参加と住民との交流	→			
実施方法	<p>①当事者や家族を含めたミーティングを開催します。当事者が役割を持ち主体的に活動できる社会参加の場を作り、地域住民やボランティアなど地域と当事者をつなぐコーディネートを行います。</p> <p>また、本人や家族が必要とする福祉情報の提供、相談支援を行います。</p> <p>②活動の場へ出席し、把握した当事者ニーズをもとに当事者が主体となり、組織化ができるよう支援します。</p> <p>③当事者団体や事業所、地域団体と相互に理解を深めるため、団体などの集まり（総会や会議等）に参加して必要に応じた情報を提供し、関係づくりを行います。</p>					
協働する団体等	<p>地区社協、真庭市、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、真庭地域生活支援センター※、相談支援事業所、真庭地域自立支援協議会※、真庭市シニアクラブ連合会、真庭市手をつなぐ親の会、真庭市遺族会連合会、介護・福祉事業所、各当事者団体、落合人権・福祉センター関係者、医療機関、JA晴れの国岡山、真庭市スポーツ協会等</p>					

基本目標 1 : 住民参加活動の推進

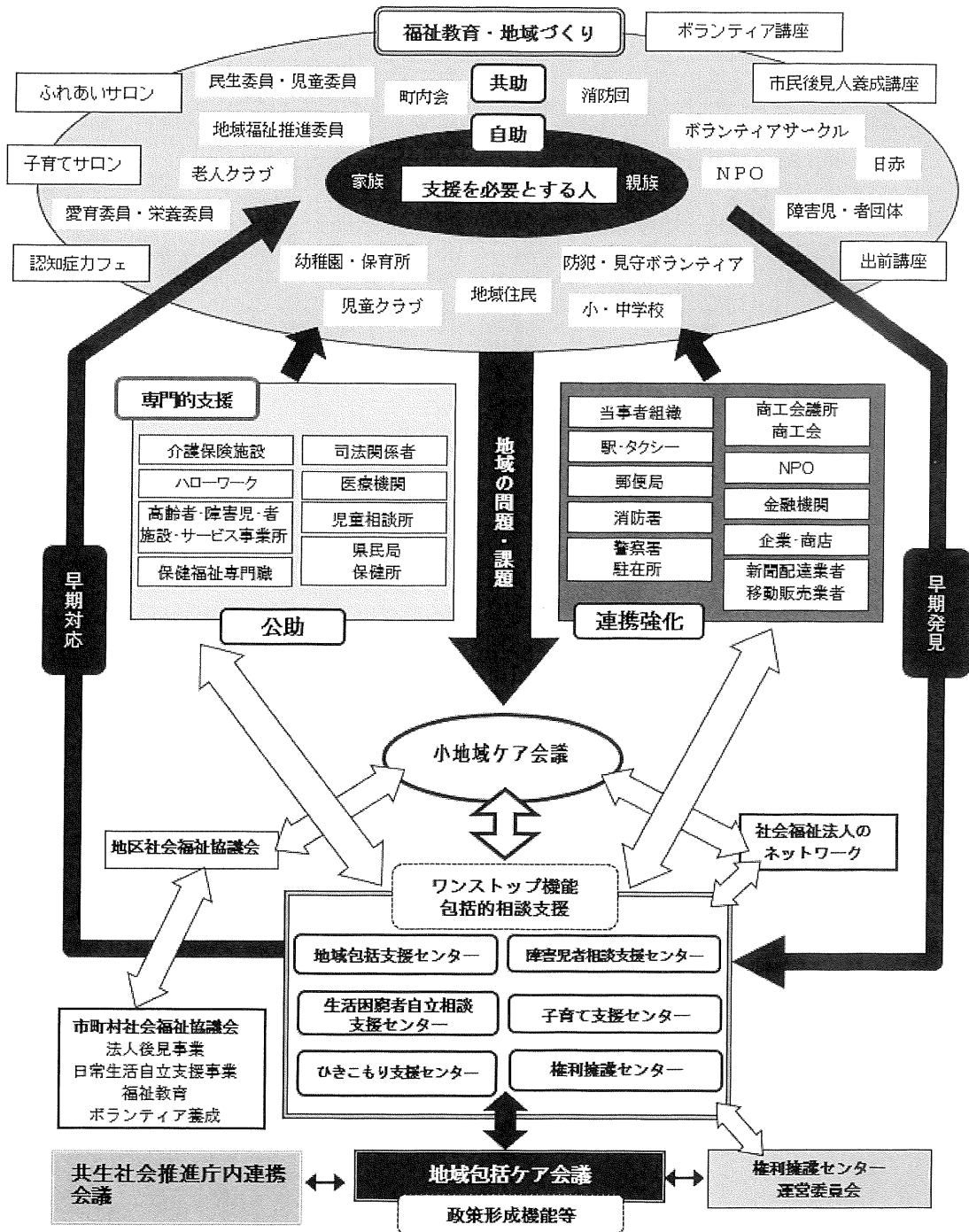
推進項目	(3) ボランティア活動の育成支援					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①ボランティア活動者の高齢化による会員数の減少や会員不足、次世代を担うリーダー不在の課題があります。幅広い世代へボランティア活動の情報が届いておらず、活動に参加できる環境が整備されていません。</p> <p>②災害時の支援体制や運営方法についての共通認識が、社協内部や協働する地域住民、真庭市等関係機関において不十分です。</p>					
具体的な取り組み	<p>①ボランティア市民活動センターの相談・支援機能を強化し、ボランティア講座等を開催し、幅広い世代へボランティア活動のPRや情報発信、参加呼びかけを行います。</p> <p>②災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、真庭市等関係機関と連携し災害時の支援に取り組みます。あわせて災害時に活動できる災害ボランティアを育成します。(隔年)</p>					
			年度ごと目標			
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①ボランティア市民活動センター機能の強化	ボランティア講座、夏のボランティア体験事業	本所・各地域 年2回以上	→			
②災害ボランティアセンターの設置と運営	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	マニュアル更新	1回		1回	
実施方法	<p>①講座開催や親子で取り組むボランティアプログラムの提案、夏のボランティア体験により、幅広い世代にボランティア活動への参加を呼びかけます。</p> <p>②災害ボランティアセンター設置・運営訓練を地域住民、行政等関係機関、学校等と連携して行います。</p>					
協働する団体等	<p>①地区社協、岡山県社協、真庭市、真庭市ボランティア連絡協議会、ボランティア、NPO、福祉施設、学校、真庭市スポーツ協会等</p> <p>②地区社協、岡山県社協、真庭市、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、NPO、学校、消防団、日本赤十字社岡山県支部、青年会議所、ライオンズクラブ、防災士等</p>					

基本目標 1 : 住民参加活動の推進

推進項目	(4) 地域包括ケアシステムの構築					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②課題把握や関わりが高齢者に偏っており、障がい・子育て分野など多世代、多分野の福祉課題の把握が不十分です。					
具体的な取り組み	<p>①生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たし、生活支援サービスの充実・強化を行います。(第2層生活支援コーディネーターの受託地域は、北房・勝山・美甘・湯原・蒜山です)</p> <p>②地区社協座談会や助けあい会議等で全世代を対象に課題発見と支援を考える仕組みを作ります。</p>					
		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業の推進	推進	→			
②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	地区社協エリアで課題発見と支援を考える	地域ケア会議エリア 7地区	14地区	21地区	28地区	34地区
実施方法	<p>①生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たし、不足する社会資源を開発し、生活支援サービスの充実・強化を行います。</p> <p>②真庭市と情報共有し連携を図り、座談会や助けあい会議で属性を問わない全世代の福祉課題を把握できるよう働きかけ、課題発見・解決に取り組む仕組みづくりをすすめます。</p>					
協働する団体等	地区社協、岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民、真庭地域生活支援センター、相談支援事業所、各当事者団体、子育て支援団体、介護・福祉事業所、医療機関、保健所、福祉関係団体等					

地域福祉型地域包括ケアシステム

■岡山県版地域包括ケアシステム(イメージ図)



資料：岡山県地域福祉支援計画 第3次改訂版

基本目標 1 : 住民参加活動の推進

推進項目	(5) 調査・研究、新たな公共活動の開発・推進					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①②③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協事業やサロンなどへの送迎について不安 ・サロン活動への男性の参加が少ない他椅子などの会場内の問題 ・ひきこもり世帯への対応ができていない ・生活困窮者の相談に対して、より身近な各支所での継続的な関わりが不十分 ・定期的な情報交換の場がほしい ・当事者の相談場所がほしい <p>等の課題があります。</p>					
具体的な取り組み	①②③座談会や会議等でアンケート、ワークショップを行い住民ニーズを把握・分析し、課題解決に取り組みます。					
		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①住民ニーズの把握・分析	福祉ニーズ調査の実施及び研究	ニーズ調査・分析	—————→			
②住民参加による新たな支援活動の開発・推進	住民参加型福祉サービス※ (地域助けあい事業の推進)	関係した会議に年1回以上出席	—————→			
③NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業との協働による新たな支援活動の開発・推進	買い物支援実施	—————→			
実施方法	<p>①座談会や助けあい会議などを活用しアンケート調査を行い、住民ニーズの把握と分析を行い、必要に応じて関係機関と連携を図ります。</p> <p>②③地域のニーズから新たな生活支援活動を考案します。</p> <p>②③商工会や移動販売に携わる企業等と連携し、サロンでの買い物支援や移動販売に合わせた集いの場を開催するなど、協働した買い物支援を実施します。</p>					
協働する団体等	地区社協、岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、社会福祉法人、愛育委員、栄養委員、商工会、市内の商店・企業、真庭観光局・福祉関係団体等					

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目	(1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②③高齢者の課題に限らず、子育てや障がい、介護、ひきこもり、貧困に係る問題など様々な生活問題や地域課題があり、問題も多様化、潜在化しています。					
具体的な取り組み	<p>①助けあい会議などで様々な課題について話し合えるよう、内容の充実を図ります。住民へのフィードバックの実施や関係機関との連携を図ります。</p> <p>②福祉活動専門員のアウトリーチ活動の充実、相談援助技術の向上に努めます。</p> <p>③地域住民がだれでも参加できる住民座談会を開催します。</p>					
			年度ごと目標			
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり	見守り連携強化 【参考】地域住民の見守りが必要な世帯：748（R3年11月時点）	対象となる世帯すべて				
②アウトリーチ（地域踏査・訪問）活動の強化	専門職による訪問活動の推進 【参考】福祉活動専門員による訪問が必要な世帯：80（R3年11月時点）	対象となる世帯すべて				
③住民座談会の実施	住民座談会の開催	各地域 年1回以上				
実施方法	<p>①助けあい会議等において高齢者だけでなく障がい、介護、子育て、困窮などに係る問題を抱えた世帯を把握し、必要な支援に結びつけるよう取り組みます。地域内の見守り活動が充実するよう、社協と地域住民が見守り世帯の状況を助けあい会議で共有し、必要な支援を行います。</p> <p>②助けあい会議等で把握した要援護世帯に、福祉活動専門員による訪問活動を行い、状況の把握や情報整理、必要な支援を行います。職員の相談援助技術向上に努め、地域住民や関係機関と連携を取りながらアウトリーチ活動を行います。</p> <p>③地域住民がだれでも参加できる住民座談会を各地域で開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取り組みを協議、検討します。</p>					
協働する団体等	地区社協、真庭市、真庭市地域包括支援センター、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域福祉推進委員、保護司 [*] 、医療機関、保健所、警察、消防団、ハローワーク等					

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進
<p>地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動</p>	<p>①②【地域】地域のニーズ把握が十分ではありません。</p> <p>①②【介護】利用者が安心して在宅での生活が送れるよう、地域や多職種との連携が必要です。</p> <p>③子育て支援団体は、会員数の減少・次世代リーダーの不在・活動のマンネリ化などの課題を抱えています。子育て支援活動やその必要性について市民への周知が不十分です。</p> <p>④生活困窮者の相談に対して、より身近な各支所での継続的な関わりが不十分です。</p> <p>⑤利用対象者や貸出物品がわからないという声があり、地域や関係機関へ周知不足です。</p>
<p>具体的な取り組み</p>	<p>①②【地域】助けあい会議、ふれあい・いきいきサロン、職員のアウトリーチ活動で日常的な見守りを継続します。また、歳末たすけあい募金の配分金を活用し、地域の実情にあった支援を各支所で実施します。</p> <p>①②【介護】関係機関と情報共有し連携を図り、より良いサービス提供ができるよう、市・県などの研修に積極的に参加して知識の向上に努め、職員間で共有し共通理解をしていきます。障がいについて程度や内容により対応の相違があるため、外部研修に参加し理解を深めます。</p> <p>③情報交換会を継続し、さらにネットワークを強化します。子育てサロンの活動支援や親子のつどいの場への社協職員の積極的な関わり、市民への情報発信により、関係機関と連携して子育て支援をすすめます。</p> <p>④身近な支所でのフードバンク・フードドライブ[※]（たべものステーション）体制整備を行います。また、真庭市社協緊急小口資金貸付や、まにわささえ愛ネット[※]と連携した相談支援を行います。</p> <p>⑤地域や関係機関等へ地域ケア会議[※]等で周知します。貸出機器の業者による点検・メンテナンスを行い、安全な貸し出しを行います。</p>

職員による訪問



貸出機器の利用



		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①高齢者支援の推進 【地域福祉】	一人暮らし高齢者等への支援	事業検討 各支所で実施				
①高齢者支援の推進 【介護】	介護技術・相談援助技術等の 向上、多職種との連携 (外部とは市・県などの研修)	内部研修 →毎月 外部研修 →年4回				
②障がい者（児）支 援の推進	障がい者の理解・介護技術の 向上	年2回以上 (外部研修含む)				
③子育て支援の推進	子育て支援団体の活動支援	情報交換会は 年2回以上				
④生活困窮者の支援	【新】 フードバンク・フードドライブ (たべものステーション)	体制整備 事業実施	事業実施			
⑤貸出事業の実施	福祉機器・介護用品貸出事業	貸出実施 点検・更新		点検・更新		点検・更新
実施方法	<p>①②【地域】助けあい会議で見守りが必要な方を把握し、ふれあい・いきいきサロンや職員のアウトリーチ活動を行います。また、歳末たすけあい募金を活用し、地域の実情にあった事業を実施します。</p> <p>①②【介護】事業所内研修や内部・外部（市・県など）での各種研修会に参加して介護技術、相談援助技術等のスキルアップを図ります。同一の内容でサービスが提供できるよう職員間で情報を共有し、関係機関と連携をとり、より良いサービス提供を行います。</p> <p>③情報交換会や子育て支援団体との連携により、ネットワークを強化します。子育て世帯や市民への情報発信、子育てサロン等の活動を支援します。子育て支援団体の情報交換会は、年2回以上実施します。</p> <p>④生活困窮者へ継続的な相談支援を行えるよう、身近な支所を通じてフードバンク・フードドライブ（たべものステーション）などの受け渡し体制を整備します。</p> <p>⑤安全に貸し出しができるよう業者による点検・メンテナンスを行い、必要に応じて隔年で貸出物品一覧表を作成・更新し、広報媒体を通じて情報提供を行います。</p>					
協働する 団体等	<p>①②④⑤【地域】地区社協、岡山県社協、真庭市、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域福祉推進委員、真庭地域生活支援センター、相談支援事業所、企業（特別会員等）、まにわささえ愛ネット</p> <p>①②④⑤【介護】地区社協、岡山県社協、真庭市、ボランティア、子育てサロン、つどいの広場、NPO、愛育委員、栄養委員、介護・福祉事業所、医療機関等</p> <p>③地区社協、岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、子育てサロン、つどいの広場、NPO、愛育委員、栄養委員等</p>					

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目	(3) 相談支援の実施					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①②多様な課題を持った世帯が地域にありますが、地域での見守り・訪問が難しい状況があります。</p> <p>③貸付事業の内容が地域に周知されていません。相談はありますが、決定に時間を要したり、貸付要件を満たさないため貸付には至らず、相談者との継続的な関わりができていません。</p>					
具体的な取り組み	<p>①職員の資質を向上させ、地域の多様な課題へ丁寧に対応します。また、ふくし巡回相談[※]を実施し、地域の身近な相談窓口を充実させます。</p> <p>②心配ごと相談所を市内9会場で79回開設します。研修会を通じて、相談員に社協から情報を提供します。</p> <p>③低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、資金の貸付と相談支援を実施します。民生委員・児童委員の会議等で事業説明や広報を行います。</p>					
			年度ごと目標			
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①相談窓口機能の充実	相談窓口の充実	ふくし巡回相談 市内全域 125回	—————→			
②心配ごと相談所の開設	相談員研修の実施	各地域 年1回	—————→			
③生活福祉資金貸付事業の実施	貸付窓口対応・貸付業務	相談支援	—————→			
実施方法	<p>①総合窓口機能充実のため、社協内で事例検討を行う等、職員の資質向上に努めます。また、広報媒体で相談窓口やふくし巡回相談等を周知します。</p> <p>②年1回各地域で研修を実施し、より良い相談体制を整備します。</p> <p>③民生委員・児童委員、関係機関と連携して貸付・相談支援を行い、利用者の生活の安定を継続的に支援します。</p>					
協働する団体等	岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、真庭いきいきテレビ [※] 等広報機関					

基本目標2：個別支援活動の推進

推進項目	(4) 住民の権利擁護の推進					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①②事業理解は広がっていますが、内容の把握までは至っていません（利用対象など）。相談対応に丁寧な回答が求められています。</p> <p>③利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整え、適切な解決に努めることが求められています。</p>					
具体的な取り組み	<p>①日常生活自立支援事業の内容周知、職員の資質向上を図ります。</p> <p>②法人後見事業の推進、職員の資質向上、事業理解を深めるための取り組みを実施します。</p> <p>③第三者委員会を開催し、適切な苦情解決に努めます。</p>					
			年度ごと目標			
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業の啓発・利用促進	新規契約 8件	—————▶			
②法人後見事業の実施	法人後見事業	新規契約 4件	—————▶			
③福祉サービス苦情解決窓口の設置	第三者委員会の開催	必要に応じて	—————▶			
実施方法	<p>①地域ケア会議、専門員会議など社協内外で事業についての理解を深める研修を実施し、職員の資質向上に努めます。</p> <p>②社協が法人として、判断能力が不十分な方の権利を守る支援を行います。地域ケア会議、専門員会議など社協内外で事業についての理解を深める研修を実施し、職員の資質向上に努めます。</p> <p>③第三者委員会を必要に応じて開催し、適切な苦情解決に努めます。</p>					
協働する団体等	岡山県社協、真庭市、真庭市地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉委員、真庭地域生活支援センター、相談支援事業所、介護支援専門員協会、介護事業所・施設、医療機関、司法関係等					

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目	(1) 福祉教育の推進					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	<p>①体験学習が主で、児童生徒の主体的で継続性のある学びができていません。「地域で自分が出来ることを考え行動する力」をつけるための実践的な学びができていません。</p> <p>②若い世代へ社協事業や福祉情報の提供が不足しています。</p>					
具体的な取り組み	<p>①福祉学習や地域型福祉学習事業により、学校の福祉学習を推進します。地域と児童生徒がつながるプログラムにより福祉教育に取り組みます。</p> <p>②地域住民の福祉（活動・課題）への理解を深め、福祉意識を高めるため、福祉活動専門員が地域活動に出向き福祉教育を実施します。</p> <p>また、幅広い世代が参加できる真庭市社会福祉大会や住民座談会（各地域）を実施します。</p>					
		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①児童・生徒への福祉教育の推進	福祉学習事業	全校 (校地を含む)	→			
②地域住民への福祉教育の推進	福祉教育の実施 (福祉学習機会の提供)	80回以上	→			
実施方法	<p>①事前、事後学習を通じ地域交流へとつながる学習プログラムを学校に提案実施します。知的理解から実践的理解を促し、実践力を身につける福祉学習を行います。</p> <p>②福祉意識の向上を図るため、ふれあい・いきいきサロンや地区社協など、地域の多様な団体と協働・連携し、福祉学習の機会を提供します。</p> <p>また、福祉活動関係者や地域住民と協働し、真庭市社会福祉大会を年1回開催します。幅広い世代の参加が得られ効果的な大会となるよう、福祉教育の内容の工夫や様々な手段の参加啓発を行っていきます。福祉教育をすすめるためのハンドブックを作成し推進します。</p>					
協働する団体等	<p>①地区社協、岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民、ふれあい・いきいきサロン、認知症キャラバンメイト、教育委員会、学校、市内の商店、介護・福祉事業所等</p> <p>②地区社協、岡山県社協、真庭市、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、地域住民、真庭市シニアクラブ連合会、要約筆記サークル、手話通訳者、福祉関係団体等</p>					

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目	(2) 広報啓発活動の推進					
地域課題 番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動	①②社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていないため、地域住民に知られていません。子育て世帯、学生等をはじめとした若い世代へ福祉情報の発信が不十分です。					
具体的な取り組み	①社協の広報紙「社協だより」について、住民参加による広報委員会を開催して評価を行い、地域福祉についての理解、協力及び参加の意識高揚のための広報活動に取り組みます。 ②社協だより、ホームページ、SNS※、プレスリリースで社協の役割や事業・活動内容、福祉の支援情報について情報発信を行い周知します。					
		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①住民参加による社協だよりの発行	広報委員会の開催	年4回開催	—————▶			
②情報提供活動の充実	広報媒体の活用	社協だより年12回発行、SNSフォローワー数20名増加、プレスリリース年20回発信	社協だより年12回発行、SNSフォローワー数前年比20名増加、プレスリリース年20回発信	—————▶		
実施方法	①広報委員会を年4回開催し、社協だよりの内容や編集等について評価を受け、年齢・世代を問わずだれにでもわかりやすい紙面づくりと効果的な情報発信を行います。必要に応じて、ホームページやSNSの活用について協議を行います。また、紙面及びホームページで意見を募ります。 ②社協だより、ホームページ、SNS、プレスリリースで社協事業について情報発信を行います。イメージキャラクター「社協のきょうちゃん」をイベント等で有効活用し、若い世代へ興味・関心を高めてもらえるよう取り組みます。					
協働する団体等	地区社協、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、地域住民、地元報道機関等					

基本目標3：地域福祉推進のための環境整備の推進

推進項目	(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備					
<p>地域課題</p> <p>番号は、「具体的な取り組み」「実施項目」「実施方法」と連動</p>	<p>①地域福祉推進のために行政は重要なパートナーであり、継続的・効果的な事業の展開を行っていくためには相互連携が不可欠ですが、人事異動等の際、不十分となる恐れもあります。</p> <p>②組織間での社協の共通理念・事業に対するビジョンの共有が不十分となっています。</p> <p>③人口の減少、また若い世代の方や新しい世帯への広報・周知不足もあり、社協会費（一般会員）、共同募金の実績額が年度ごとに減少しています。</p> <p>④社会福祉士等の国家資格取得者が近年少なく、また職員間での意識・援助技術等の能力に個人差が見られます。</p> <p>⑤指定管理施設の管理期間が令和6年度（2024年度）で終了となります。また、落合老人福祉センターの老朽化が進んでいるため、将来の施設運営に不安があります。</p>					
<p>具体的な取り組み</p>	<p>①真庭市との定期的な連絡調整会議を行います。</p> <p>②役職員研修を実施します。</p> <p>③社協会費・共同募金に係る事業の周知・広報の拡大を行います。</p> <p>④地域福祉部門における定期的な研修を行います。</p> <p>⑤管理施設の運営において定期的な確認・精査を行います。</p>					
		年度ごと目標				
実施項目	重点事業	R4	R5	R6	R7	R8
①行政とのパートナーシップ	真庭市との連絡調整会議の実施	年4回				
②組織機能の充実	役職員研修の実施	年1回				
③自主財源の確保	会員会費の増強	前年比1%増				
	共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集	共同募金前年比2%増				
④職員の資質向上	地域福祉部門における研修の実施	年4回	年6回			
⑤施設の管理運営	指定管理施設の適切な運営	運営状況の確認・精査				

<p>実施方法</p>	<p>①真庭市との連絡会議を定期的に行い、事業・予算内容等について協議を行います。</p> <p>②年度ごとに役職員研修を実施し、理念と社協事業への共通理解を図ります。</p> <p>③若い世代・未加入世帯に対する使途の明確化・周知の拡大を行うことで社協活動への理解を深め、一般会員、特別会員、ふるさと会員の更なる拡大を行います。幅広い世代に賛同を得られる使途の検討を行いながら、募金額の増額に努めます。</p> <p>④外部講師を招いた地域福祉部門に係る研修等を定期的を実施します。</p> <p>⑤年次ごとに運営状況を精査し、令和7年度（2025年度）以降の適切な指定管理をめざします。</p>
<p>協働する 団体等</p>	<p>岡山県社協、真庭市、福祉委員、地域住民、福祉系大学、民間団体等</p>

コロナ禍でもできる活動

「夏のボランティア体験活動」



共同募金 「街頭募金オープニング」



ふれあい・いきいきサロン「菜の花畑で三世代交流」



用語解説

◀ア行▶

●愛育委員

乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住みよい地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティア。

●アウトリーチ

生活現場や職場、関係している地域の機関などに出向いて潜在的なニーズを把握し、課題解決につなげること。

●栄養委員

一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善活動や健康づくりのための運動普及活動を行っている健康づくりボランティア。

●SNS

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。主なものに、フェイスブックやツイッター、LINE（ライン）、インスタグラムなどがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

●NPO

Non Profit Organizationの略。営利を目的としないで公益的な市民活動を行う民間組織の総称。「民間非営利組織」と呼ばれている。

NPOの活動領域は、医療・福祉、国際協力・交流、環境、文化・芸術、教育、まちづくり、人権・平和、災害救援など多方面に広がり活発化している。

《力行》

●介護保険法

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。

●介護保険制度

40歳以上の人が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。

介護保険によるサービスを利用できるのは、①65歳以上（第1号被保険者）で日常生活に介護もしくは支援が必要な場合、②40歳から64歳まで（第2号被保険者）で認知症や脳卒中などの老化にともなう病気によって介護・支援が必要になった場合。

●合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と同じように行動したりサービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が、過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすることをいう。

障害者権利条約で定義され、障害者差別解消法や障害者雇用促進法において、民間の事業者にも国や地方公共団体などと同様に、合理的配慮の提供が義務付けられている。

《サ行》

●作業所

一般企業での就労が難しい障がい者のための就労および活動の場として運営されている。共同作業所や福祉作業所などの名称でも呼ばれている。

●社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

- 「住民」「市民」

本計画書での「住民」とは、真庭市内に住所がある人のこと。「市民」とは、真庭市内に住所があるだけでなく、真庭市内において働く人、学ぶ人、様々な活動をする人など、すべての人のこと。

- 住民参加型福祉サービス

住民相互に助け合うシステムで、家事援助や介護、通院の送迎などの必要とする在宅福祉サービスを、有償で同じ地域に住む住民が提供するもの。

- 「障害」「障がい」

本計画書では、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いなくて、ひらがなで表記している。

- 障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う人。

- 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人を保護するための制度。財産管理、福祉サービスの利用契約などの身上保護、相続などについて、家庭裁判所が選任した成年後見人等が代理して行う制度。

《夕行》

● 助けあい会議

地域助けあい事業を推進していく中で、見守りが必要な世帯や利用者のサービス利用状況の把握、協力会員の調整を行う会議。年2回地区社協ごと開催。

地区社協の見守り活動の充実や、ちょっとした手助けが必要な人をサービス利用に結びつける役割を持っている。

● 地域ケア会議

個別ケースについて、多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、さらには施策化を図っていくしくみ。

● 地域助けあい事業

地域の中で日常生活に不安や心配ごとを抱える方を早期発見し必要な支援につなげるために、地区社協組織と連携した見守りネットワークの取り組みとして、平成27年度から推進している住民参加型福祉サービス。

● 地域づくり委員会

行政と協働により地域づくりを担う地域自主組織の代表者で構成する会。市内の魅力的な地域資源を活用して、持続可能な地域社会を形成することを目的とする。

● 地域福祉推進委員

地区社協活動や地域の福祉活動の推進役として、真庭市社会福祉協議会会長が委嘱している委員。令和3年度（2021年度）は98人（9地域）が、地域内の福祉活動に積極的に関わっている。

● 地域包括ケアシステム

援助を必要としている人のいきいきとした暮らしを実現していくために、必要な人や機関・団体、さらには制度やサービス、そして地域全体を包み込んだケアのシステム。以下の3つのシステムを基本に構成される総合的な仕組み。

- ① **ニーズキャッチシステム**（援助を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見・早期対応のために行われる様々な見守り・ふれあい活動などの仕組み）
- ② **支援システム**（その課題解決に向けて行われる各種サービスの総合連携・連絡調整の仕組み）
- ③ **問題解決システム**（問題解決に向けた支援方法について協議する仕組み）

●地域包括支援センター

真庭市が直営で実施している。支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが協力して、適切なサービスを提供する。

【4つの基本機能】

① 総合相談支援

高齢者やその家族の相談を受け、情報提供や関係機関への紹介をし、適切なサービスにつなぐ。

② 権利擁護

認知症高齢者の保護や虐待の防止・早期発見、成年後見制度の情報提供や市長申立の支援等行う。

③ 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防サービスの相談・計画を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が適切なサービスを継続して利用できるように地域の医療施設などと協働の体制づくりを行う。

●地区社協（地区社会福祉協議会）

住民自身が自分たちで生活する地区の困りごと（福祉課題）やニーズを主体的にとらえ、問題の解決に向けて住民一人ひとりが自発的に地域ぐるみで取り組む活動組織。

真庭市社会福祉協議会では、小学校区程度の範囲で設置を推進しており、市内34地区社協が活動している。

≪八行≫

●フードバンク、フードドライブ

フードバンクとは、「食料銀行」を意味する社会福祉活動。未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

フードドライブとは、学校や職場、グループ等、さまざまな機関・団体が拠点となり、一般家庭にある未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動。

●福祉委員

地域の「アンテナ役」として、各自治会に福祉委員1名を委嘱している。福祉委員の最も大切な役割は、地域の身近な「見守り役」として、自治会内の困りごとを早期に発見することで、自治会長や民生委員児童委員と連携をとりながら、地域住民の情報把握に努めている。その他の活動としては、情報伝達・福祉に関する情報提供・地域福祉活動への参加協力・会員会費募集・共同募金や歳末募金のとりまとめ等を行っている。

福祉活動の活性化や民生委員・児童委員、自治会長との連携強化へ向けて、支所ごとに研修会や座談会を開催している。

●福祉活動専門員

市町村の社協に配置され、地域福祉活動を専門的に行う。子育て支援や高齢者、障害のある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決に結びつけていく過程を支援する。福祉活動を推進させるための方策について調査や企画、連絡・調整、広報などを行う。

●ふくし巡回相談

福祉活動専門員が、ふれあい・いきいきサロンなど住民の身近な場所へ出向いて行う、相談事業。

●ふれあい・いきいきサロン

一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消し、豊かに暮らせる福祉コミュニティの創造を目的とした「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」のための活動。

令和3年度から真庭市と協働で推進している。高齢者の居場所、生きがい活動や介護予防・健康増進の場となるよう、「市が推奨する体操を週1回以上実施する集いの場」を「サロン運動型」とし、令和7年（2025年）に120か所の設置を目指す（第8期 真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画による目標値）。

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、補助人（成年後見人等）となること。親族又は弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行うことができる。

●保護司

罪を犯した人や非行のある少年に対して、更生のための約束ごと（遵守事項等）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助など社会復帰への手助けを行うことと、地域社会の中で犯罪予防活動を推進することを使命としている民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けている。

《マ行》

●真庭いきいきテレビ

地域（真庭市エリア）に密着した情報をリアルタイムに伝えるケーブルテレビ局。

●真庭市見守りネットワーク事業「まにわのわ」

住み慣れた地域（真庭市）でお互いに助け合いながら生活していくことで、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指す事業。

事業内容は、

- ① 地域住民と事業者による日常の見守り
- ② 行方不明者の連絡があった場合にできるだけ早く発見する意識的な見守り

となっており、地域の方によるさりげない見守り、声かけに加え、真庭市内の事業者にも協力してもらい見守りの輪を広げていく。また、認知症の方や知的障がい者、子どもなどが、家に帰れなくなって行方不明になった場合、市民や協力事業者にSOSメールを配信して発見への協力を呼びかけ、早期の保護を目指すネットワーク。

●真庭地域自立支援協議会

真庭地域の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）の地域生活を支援するために、関係機関のネットワーク作り、問題や課題の協議、社会資源の開発や改善のための協議の場として、真庭市と新庄村が設置しているもの。

●真庭地域生活支援センター

障がいのある人の抱える悩みや課題について、本人や家族から相談を受け、一人ひとりの暮らしの中で課題を分析し「こういう風に暮らしたい」という想いを実現できるサービスが利用できるよう計画（サービス等利用計画）を立てる機関。

●まにわくん（真庭市コミュニティバス）

平成19年4月から真庭市内の交通空白地域をカバーするために運行している、真庭市が運営する市民のための交通機関。

料金は1回乗車当たり 一般 200円（中学生以上） 小学生 100円

●まにわささえ愛ネット（真庭地域社会福祉法人連絡会「まにわささえ愛ネット」）

真庭市及び新庄村の12社会福祉法人が連携し、制度の狭間のニーズや複合的な課題に対して、地域が必要とする新たな福祉サービスの開発及び支援等、「地域における公益的な取り組み」を行うもの。

●民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域における相談・支援のボランティア。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

自らも地域住民の一員として、担当する区域において医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関との「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどにも重要な役割を果たす。

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

《ヤ行》

●ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをいう。

国は、令和2年度にヤングケアラーの実態に関する調査研究を実施した結果、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%と報告している。

【 資 料 】

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会部会・委員会設置規程第8条の規定に基づき、真庭市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 地域福祉の総合的な推進を図るため、住民組織や公的な社会福祉事業関係機関・団体等の参加を得ながら、これらの総意に基づく地域福祉の推進を図り、総合的な活動計画の策定を目的とする。

(構成)

第3条 この委員会は、委員 30 人以内で構成し、次の各号から会長が委嘱する。

- (1) 福祉委員
- (2) 行政・公的機関
- (3) 社会福祉従事者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 福祉関係団体
- (6) ボランティア団体
- (7) 要援護者団体
- (8) 企業
- (9) 学識経験者
- (10) 真庭市社会福祉協議会役員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は 2 年とする。

2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第4次地域福祉活動計画策定委員名簿

所 属 等		氏 名	
1	美作大学生生活科学部社会福祉学科特任教授	小坂田 稔	委員長
2	北房支所地域福祉推進委員会代表	成田 邦朗	
3	落合支所地域福祉推進委員会代表	沼 憲	
4	久世地区地域福祉推進委員会代表	飯田 淑子	
5	勝山支所地域福祉推進委員会代表	高橋 省三	
6	美甘支所地域福祉推進委員会代表	山岡 宏充	
7	湯原支所地域福祉推進委員会代表	池亀 進	
8	中和支所地域福祉推進委員会代表	三船 光夫	
9	八束支所地域福祉推進委員会代表	鈴木 学	
10	川上支所地域福祉推進委員会代表	松本 国夫	
11	真庭市健康福祉部長	岸本 真治	
12	真庭市役所健康福祉部福祉課 障がい者支援推進室室長	杉山 修一	
13	真庭市民生委員児童委員協議会会長	三船 昌行	副委員長
14	真庭市シニアクラブ連合会副会長	浅田 祥子	
15	福祉関係団体 真庭障がい児・者と親の会「どーなつの会」	谷川 久世	
16	真庭市ボランティア連絡協議会会長	三谷 美亀子	
17	真庭地域生活支援センター 管理者	妹尾 裕子	
18	NPO法人真庭いきいき会理事長	西山 隆	
19	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会真庭支部	大月 紀代子	
20	子育て関係団体 北房つどいの広場 ほくぼうほたるっこ	原 優子	
21	真庭市社会福祉協議会 副会長	大美 康雄	

アドバイザー 岡山県社会福祉協議会地域福祉部

林 武文

第4次地域福祉活動計画策定経過

月日	会議	内容
令和3年（2021年） 7月21日（水）	職員プロジェクト会議 （第1回）	第4次地域福祉活動計画の進め方 スケジュール 実態、課題把握方法など
令和3年（2021年） 8月26日（木）	職員プロジェクト会議 （第2回）	アンケート、聞き取り等担当振り分け 内容協議など
令和3年（2021年） 9月9日（木）	活動計画策定委員会 （第1回）	委嘱状交付 委員長及び副委員長の選出 策定の流れ（スケジュール） 地域福祉活動計画について 策定に向けての実態把握（アンケート、 聞き取りなど）
令和3年（2021年） 11月12日（金）	職員プロジェクト会議 （第3回）	各グループから実態把握分析・課題 取り組みについて
令和3年（2021年） 11月26日（金）	活動計画策定委員会 （第2回）	実態把握（アンケート、聞き取りなど） から分析、課題整理、考察、取り組み 案等
令和3年（2021年） 12月2日（木）	職員プロジェクト会議 （第4回）	実施項目ごとの重点事業作成 今後のスケジュール
令和3年（2021年） 12月23日（木）	活動計画策定委員会 （第3回）	計画素案について 今後のスケジュール
令和4年（2021年） 1月28日（金）	活動計画策定委員会 （第4回）	計画素案作成

委員長

小坂田 稔 (おさかだ みのる)

美作大学社会福祉学科特任教授



現在の多様化・複雑化している地域生活課題を解決し、地域共生社会の実現を目指す重要な計画が、この計画です。単なる計画に終わらず、実効性のある計画となるために、大学も真庭市社会福祉協議会・地域住民の皆さんとの協働活動に積極的に参加・協力していきたいと考えています。

成田 邦朗 (なりた くにろう)

北房支所地域福祉推進委員会代表



向こう5年間を考えて、毎年毎回思うことは、早い時期に若い人を取り込んでいきたい。そのためには社協活動が高齢者ばかりではなく若い人にも“出来るんだ”と思って、いろいろな会合にもなるべくPRして、参加してもらうことが、大事なのではないのでしょうか。そして引き継いでいってほしい。よりよい社会にする為に。

沼 憲 (ぬま とし)

落合支所地域福祉推進委員会代表



1人暮らし世帯が多くなり、生活困窮者等生活しにくくなる社会のなか、声かけ・見守りが大切です。福祉委員、民生委員・児童委員が協力して支援をしていくことです。個人情報等の守秘義務について気をつけ、情報の共有をしたいです。いつまでも住み慣れたわが家で、安心・安全な生活ができるように見守りできることが必要です。地域で見守りたいです。

飯田 淑子 (いいだ としこ)

久世支所地域福祉推進委員会代表



多種多様の福祉社会において、協働団体の役割は大きい。数年前よりキャラバンメイトが年1回継続して行っている各小学校への「認知症サポーター養成講座」は、手応えある活動のひとつだ。児童の純粋な学びの瞳は、きっと明日の福祉意識に繋がる。ますます重要になっていく地域福祉、これからも、今、自分に出来る事に寄添いたい。

高橋 省三 (たかはし しょうぞう)

勝山支所地域福祉推進委員会代表



計画策定委員会に参画し、地域福祉活動の重要性を改めて感じました。これからは、活動していく上で、次世代の担い手の育成と、地域の方々の理解と協力が不可欠だと思います。

山岡 宏充 (やまおか ひろみち)

美甘支所地域福祉推進委員会代表



美甘地区は、高齢化率が52.47%と非常に高いため、地区社協として、助けあい会議を開催し小地域ごとに担当者を決め、社会福祉協議会と協力して、見守り活動、ふれあい・いきいきサロン等、「向こう三軒両どなり」の精神で進めて行きたいと思っています。

池亀 進 (いけがめ すすむ)

湯原支所地域福祉推進委員会代表



社会福祉協議会と行政が協力しながら策定した、地域福祉活動計画の推進をはかりたい。市民の皆様が心安らかに暮らせるよう願います。

三船 光夫 (みふね みつお)

中和支所地域福祉推進委員会代表



第4次地域福祉活動計画策定については、予想を超えたコロナ禍で色々な想いや不安が入り混じる中での策定となる事から、現在の状況が予測できない部分が多く、市民の皆様も当計画を踏まえて少しでも不安が解消され、親しまれる内容になればと願います。様々な分野からアンケートを収集して、計画に反映される事は非常に良い事でもあるし、市民の皆様一人一人が理解される事を願います。

鈴木 学 (すずき まなぶ)

八束支所地域福祉推進委員会代表



現在のこのコロナ禍の中でのサロンの開催については、各地区共、気を使いながらの開催であると思います。又、参加される人も毎回同じような方が参加されています。男性よりも女性の方が人数も多いと思います。どうして男性は出席人数が少ないのかわかりませんが、今後は男性の方にいろいろと意見を聴きながら、長い目で見てもらって、参加していただく様にやって行けたらと思います。

松本 国夫 (まつもと くにお)

川上支所地域福祉推進委員会代表



コロナ禍で家族と会う事ができない老人施設の利用者様の無念な思いを見ていると、一人暮らしの方の地域の見守りや訪問介護の大切さを身にしみて感じている。これからも地域福祉のお手伝いができれば幸いである。

岸本 真治 (きしもと しんじ)

真庭市健康福祉部長



本計画と市地域福祉計画は、相互に連携して取り組んでいく必要があります。真庭市と真庭市社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を深化させ、真庭市の全ての人が自分らしく生きることができる「共生社会」の実現に一緒に取り組んでいきましょう。

杉山 修一 (すぎやま しゅういち)

真庭市福祉課

障がい者支援推進室室長



障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で活躍しながら、安心して日常生活を送ることができる共生社会の実現をめざします。地域や関係機関等のみなさんと連携して、支える側、支えられる側の枠を超えて支え合う新たなつながりの輪を広げていきます。

副委員長

三船 昌行 (みふね まさゆき)

真庭市民生委員
児童委員協議会会長



今後5年間の地域福祉活動計画が出来ました。時代の要請に応える良質かつ適切な計画に出来上がっています。市民の皆様の理解と共感を得て「福祉共生真庭」を創っていきましょう。

民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動や相談活動を通して福祉ネットワークの一員としての役割を果たしていきます。

浅田 祥子 (あさだ よしこ)

真庭市シニアクラブ連合会副会長



いつもご近所にお世話になり助けてもらっています。あまりないのですが、頼まれて力になれたときはうれしいです。

それぞれの地域で、お互いに困った時、「助けて」と言えるといいなと思います。

谷川 久世 (たにかわ ひさよ)

真庭市障がい児・者と親の会
「どーなつの会」



この計画を策定するにあたり、改めて障がいのある、なしに関わらず、全ての人が人と人とのつながりを大切に住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、地域全体で支え合うまちづくりをしていきたいと思ひます。

三谷 美亀子 (みたに みきこ)

真庭市ボランティア
連絡協議会会長



ボランティア活動の中で担い手不足が大きな課題です。第4次活動計画に携わり、若い世代の協力が必要と感じました。地域の福祉委員や社協と連携し、安心して生活できるよう、ボランティアに関心をもち、一人でも多くの方に担い手になってもらえるよう、ボランティアとして協力したいと思ひます。

妹尾 裕子 (せのお ゆうこ)

真庭地域生活支援センター管理者



社協の計画策定に初めて関わらせていただきました。真庭市は広く、交通の便が悪く、地域の力がすごく必要なところだと思ひています。真庭だからこそ安心して生活ができる、そんな真庭になれたら良いと思ひます。誰もが安心して暮らせる場、ローカルルールが出来るのも、真庭だと思ひています。障がいの種類を問わず困っている方、悩んでおられる方がいらっしゃれば声かけられる真庭市であればうれしいと思ひます。足りない資源を一緒に作っていきましょう。

西山 隆 (にしやま たかし)

NPO法人真庭いきいき会理事長



福祉活動は、そこに参加して下さる人が充実感を持って下さればそれでよいと思ひます。静かに耳を澄まして居れば、様々な声が聞こえてくる。やがて大きな輪になるだろう。

大月 紀代子 (おおつき きよこ)
一般社団法人岡山県介護支援
専門員協会真庭支部



介護支援専門員として参画させていただきました。現代の少子高齢化社会において、介護保険の公的なサービスだけでは十分な支援を行うことが困難になっています。地域の方々や様々な活動組織、団体との協働、連携を一層深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように微力ながら役割を果たしていきたいと思えます。

原 優子 (はら ゆうこ)
北房つどいの広場
ほくぼうほたるっこ



子育て支援拠点として参加させていただきました。計画策定会議では、各団体の取り組みや、様々な意見を聞かせていただき、とても勉強になりました。これからは、みんなで作り上げた計画をみんなで一緒に実現させていく為に、「楽しく、幸せに、つながって」いきたいです。

大美 康雄 (おおみ やすお)
真庭市社会福祉協議会 副会長



コロナ禍や格差社会が大きな課題となっているなかで、地域の人々のつながりが希薄になりつつあることを実感しています。

「市民とともに」推進していく本計画の実現に向けて、私たち一人ひとりが、できることに取り組み、できる範囲で協力し、応援し合っていきましょう。

アドバイザー
林 武文 (はやし たけふみ)
岡山県社会福祉協議会
地域福祉部



計画書の冊子が出来上がりました。これはまだ文字だけの計画書です。この計画書を活かしたものにしていけるのは、真庭市にいる皆さん自身です。ぜひともこの計画書をもとに、「まいにち」「にここ」「わになって」「みんなで作る福祉のまち」を実現できるよう進めてみてください。

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会部会・委員会設置規程第8条の規定に基づき、地域福祉活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を着実に実行するため、次の各号について協議することによって、地域福祉の更なる推進を図ることを目的とする。

- (1) 活動計画の推進状況及び成果の評価
- (2) その他活動計画の推進に関し必要な事項

(役割)

第3条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の実現に向けた推進状況の把握及び活動成果の評価を行う。
- (2) 活動計画の実施を通じて、住民参画・協働の推進、新しい活動の実践、及び活動計画の見直しなどについて提言を行う。
- (3) 評価の内容及び結果については、随時、会長へ報告する。

(構成)

第4条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号から会長が委嘱する。

- (1) 活動計画策定委員
- (2) 真庭市社会福祉協議会役員
- (3) 行政・公的機関の役職員
- (4) 学識経験者

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

- 2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

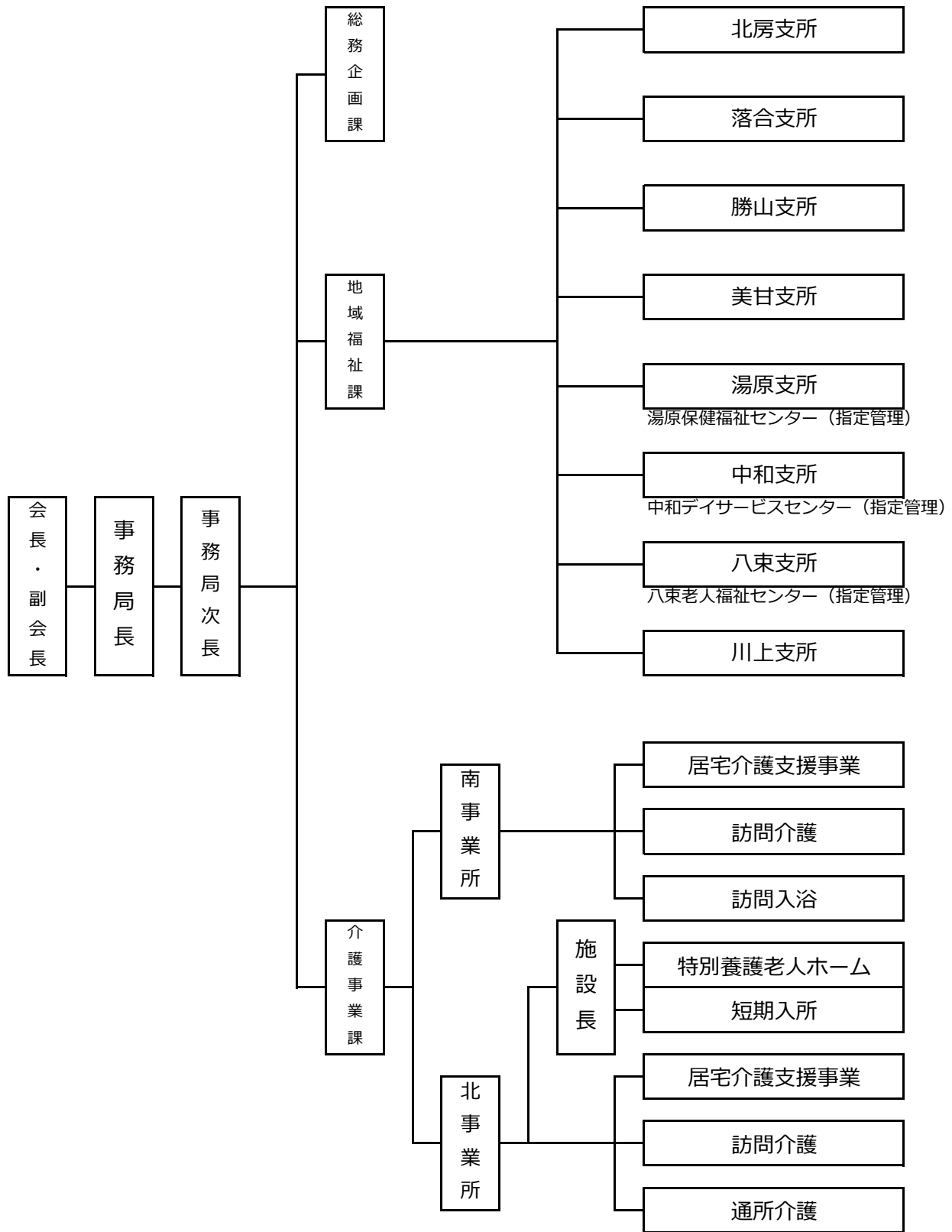
附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

第3次地域福祉活動計画評価委員名簿

	所 属 等	氏 名	
1	美作大学生生活科学部社会福祉学科特任教授	小坂田 稔	委員長
2	地域代表者（落合地区） 真庭市社会福祉協議会理事	沼 憲	副委員長
3	地域代表者（久世地区）	福井 孝行	
4	地域代表者（湯原地区） 真庭市社会福祉協議会評議員	山本 正美	
5	真庭市民生委員児童委員協議会会長 真庭市社会福祉協議会理事	三船 昌行	
6	学識経験者 真庭市社会福祉協議会副会長	山口 博重	
7	学識経験者 真庭市社会福祉協議会評議員	庄司 憲子	
8	真庭市健康福祉部長 真庭市社会福祉協議会評議員	岸本 真治	

真庭市社会福祉協議会 事務局組織図



年次計画と最終目標

(注)○は実施年

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標			
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	①地区社協組織の活性化	地区社協活動の充実・活性化		R2.R3年度は新型コロナウイルス感染拡大により地区社協事業が縮小等の影響がありました。地区社協の課題として、参加者や活動内容の固定化があげられます。	地域の中で孤立することのないよう、地域ぐるみで参加を呼び掛けたり、見守りができる地域になるよう働きかけます。活動の固定化が課題となっており、活動を見直すきっかけを提案しながら、誰でも参加しやすい事業の提案やコロナ禍での見守り活動など声掛けを行います。活動を見直すためのふりかえりシートを作成します。毎年地区社協実績報告の時期に、地区社協と活動をふりかえり、課題の把握や活動の見直し、新たな取り組みに向けた支援を行い活性化を図ります。	作成	○	○	○	○	地区社協と活動のふりかえり(ふりかえり⇒見直し⇒計画⇒実行)を繰り返している。 地区社協活動の参加者が増加し支え合える地域となっている。		
			地域助けあい事業の充実		地域での見守りが定着している反面、地域助けあい事業の有料サービスの利用が増えていない状況です。情報共有する助けあい会議で、地域からあがる見守り対象者が高齢者に偏っています。職員のアウトリーチ活動と属性を問わず全世代の地域課題の抽出が必要です。	全地区社協で助けあい会議や座談会を開催し、属性を問わず全世代の幅広いニーズの把握を行います。会議後は福祉活動専門員のアウトリーチを徹底し、地域と連携した見守り活動を行います。(34地区社協で年2回の助けあい会議を開催)福祉委員と連携した見守り活動を図るため定期的にコミュニケーションをとり、生活支援の必要な方には適切なサービスの紹介や支援につなぎます。地域助けあい事業の周知をパンフレットの活用や社協だよりなどを通じて行い、ケアマネジャーや福祉関係者へ情報発信していきます。	○	○	○	○	○	地域の中で孤立することのないよう、見守りができている。 地域助けあい事業有料サービスの利用者が増加している。		
			地区社協座談会の開催		地域課題の抽出ができていません。座談会で属性を問わず全世代のニーズの把握が必要です。	座談会を年1回以上、開催します。適宜、行政に参加協力を求めます。(社会福祉法により、市町村は包括的支援体制を整備していくことが努力義務とされた)	○	○	○	○	○	○	座談会を年1回以上開催し、全世代属性を問わないニーズを把握している。真庭市と共有できている。	
			地区社協助成金交付		会員会費の約6割を上限として助成していますが、助成内容について検討する必要があります。	会員会費の約6割を上限として助成します。地区社協活動の目的に沿った用途となるよう活動助成の対象事業等、内容について検討します。	○	○	○	○	○	○	適正な地区社協助成金交付ができています。	
			地区社協の普及啓発活動の実施		地区社協活動の広報・啓発・周知が必要とされています。	社協だより、ホームページ、真庭いきいきテレビ、フェイスブック、回覧板等を活用し地区社協活動等のPRや周知を行います。(各地域年2回以上)地区社協活動啓発のチラシの更新を行います。	○	○	○	○	○	○	○	地区社協活動の活性化に向けた普及啓発を本所(各地域年2回以上)以上行っている。
			地区社協での見守り活動の充実		世帯状況の変化により自助力では問題解決できない世帯が増加しています。地域に潜在化している困りごとがあるため、困りごとを自分から声にして伝える事が出来ない方がいます。そのため定期的な声掛けによる見守り活動から地域のニーズを引き出す必要があります。	助けあい会議を全地区社協で年2回開催し、地域状況の把握と見守りを進めます。困りごとを抱えた世帯には社協職員がアウトリーチを行い必要に応じて適切な支援につなぎます。救急医療情報キット設置者の情報更新の確認を通じた見守り活動の充実を図ります。見守り活動の取り組みである救急医療情報キットの周知を行うため、チラシの見直し(活用例の記載)、設置目的を市民に伝えていきます。日頃からの見守りをはじめ地区社協の活動を通して、互いに支え合う地域(支え手側、受け手側に分かれるのではなく、助けてと言える地域づくりを進めます。	○	○	○	○	○	○	○	地域助けあい事業を中心に福祉委員と民生委員児童委員との連携が強化し、見守り活動が充実している。また、困りごとを抱えた世帯には、福祉活動専門員がアウトリーチを行い適切な支援につながっている。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標		
1 住民参加活動の推進	(1) 小地域福祉活動の推進	②ふれあい・いきいきサロンの推進		ふれあい・いきいきサロンの設置推進	活動の担い手が不足しています。参加者の固定化が見られます。R2.R3年度は新型コロナウイルス感染拡大によりサロン活動の縮小等の影響がありました。	高齢者に偏らず子育て中の方、障がいのある人も含めさまざまな人へ広く呼びかけ、サロン設置を推進します。サロン未設置自治会に、真庭市と協働で出前サロンを開催するなどの手法を用いて「憩い型Ⅱ」「憩い型Ⅰ」「運動型」の設置を推進します。住民の孤立感や不安を解消し、「仲間づくり」「出会いの場づくり」の場となるふれあい・いきいきサロンを日常生活圏域に新たに年3～4か所設置します。 【R3.12月末現在：憩い型Ⅱ（153か所）、憩い型Ⅰ（1か所）、子育て（2か所）、運動型（28か所）】	○	○	○	○	○	生活支援コーディネーターと福祉活動専門員が連携し、日常生活圏域に集いの場（憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・運動型）が105か所以上設置できている。	
				ふれあい・いきいきサロンの担い手研修と活動の活性化	社協からの情報提供やサロン同士の交流の場が求められています。参加者にとって魅力ある研修会の開催が必要です。	各地域年1回以上研修や情報交換を目的にサロンの集いを開催します。（開催エリアについては、専門員会議で検討します）「買い物（移動販売）」や「健康づくり」などのメニューを併せて実施するなどの工夫も提案していきます。	○	○	○	○	○	各地域年1回以上研修や情報交換を開催し、工夫しながら健康づくりなどの出前講座の活用で活性化が図れている。	
				サロンを活用した移動販売利用事業	移動販売を行っていますが、事業周知ができていません。	サロンの集いなどの機会を通じてニーズ把握や事業周知に努め、希望するサロンへ適時対応するなど、移動販売を活用した買い物支援の取り組みを継続します。	○	○	○	○	○	○	サロンで移動販売を利用し、買い物支援ができています。
				ふれあい・いきいきサロンの普及啓発	サロン活動の広報や啓発による集いの場の普及啓発が必要となります。	身近な地域でおしゃべりしたり、体操することで閉じこもり防止や不安解消につながるサロン活動を、社協だより、ホームページ、フェイスブック、真庭いきいきテレビ、回覧板等でPRします。（本所、各地域年2回以上）また、必要に応じてサロンのチラシを更新します。	○	○	○	○	○	○	本所、各地域年2回以上サロン活動の広報啓発を継続して行っている。未設置自治会のサロン設置推進ができています。
	③福祉委員活動の充実		福祉委員の設置、委嘱	1年交代の地区では地域実態把握が困難であり、役割等が理解不足となり福祉委員活動が主体的になりにくい現状があります。	1自治会1名以上、2年任期で各自治会長に推薦依頼を行います。福祉委員交代時に福祉委員の役割や活動内容の引継ぎがスムーズに行えるよう工夫します。見守り活動や身近な地域の福祉活動への参加、回覧板等を活用した情報発信などの役割について、会議や広報媒体を活用し、福祉委員の役割について、福祉委員を始め市民への理解を促します。	○	○	○	○	○	○	すべての自治会に福祉委員が委嘱できている。	
			福祉委員研修会の開催	日頃の活動につながるよう、福祉委員の役割への理解を深める必要があります。研修会への福祉委員の参加が少ない現状があります。	4～5月中旬に各支所で福祉委員研修会を開催し、具体的な活動内容や役割について研修を行います。参加率向上に向け、研修会の開催時間や回数（昼の部、夜の部・曜日など）を工夫します。（各地域年1回以上）	○	○	○	○	○	○	研修会を年1回以上開催し、参加者が増加している。（参加率目標80%） 民生委員・児童委員との連携が図れている。	
			福祉委員活動の充実・活性化	福祉委員の活動状況に差があります。活性化に向けた取り組みが必要です。	年1回以上の研修会や社協だより、ホームページ、MIT、フェイスブック、回覧板等による役割周知に加え、見守り対象者の状況を相互に情報共有するなど定期的（年2回以上）に各福祉委員とコミュニケーションをとり、福祉委員活動の理解を進めます。福祉委員同士が活動イメージやアイデアを共有できる機会を作ります。	○	○	○	○	○	○	○	見守り活動等アンテナ役として活動できている。
	④小地域福祉活動を支える人材の育成		地域福祉推進委員会の推進	住民主体の地域づくりのために、地域福祉推進委員会議の開催が必要です。	支所管内の地域福祉の充実を図るために年3回以上地域福祉推進委員会議を開催し、支所の地域福祉事業について協議します。	○	○	○	○	○	○	○	地域福祉推進委員会を年3回以上開催し、支所ごとの地域福祉事業が充実している。
			担い手研修会の開催	地域助けあい事業の協力会員・小地域福祉活動を支える人材の育成研修として今後も必要です。	各支所の情報交換や市内の小地域福祉活動の充実に向けて、代表者会議（各地域福祉推進委員会の代表）を年2回程度開催します。	○	○	○	○	○	○	○	地域福祉推進委員代表者会議を年2回以上開催し、各支所管内の状況把握と地域福祉活動が充実している。
			担い手研修会の開催	福祉活動充実のため、若い世代のリーダーの養成を行う担い手研修を年1回以上開催します。学校や地域づくり委員など関係する団体等と連携を深め、参加者の確保と人材の発掘、人材の育成を行います。	福祉活動充実のため、若い世代のリーダーの養成を行う担い手研修を年1回以上開催します。学校や地域づくり委員など関係する団体等と連携を深め、参加者の確保と人材の発掘、人材の育成を行います。	○	○	○	○	○	○	○	研修会や講座へ若い世代の参加があり、活動者が増加している。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標	
1 住民参加活動の推進	(2) 当事者及び当事者組織の支援	①当事者の社会参加支援	社会参加活動の実施	新	社会参加ができる場が限られています。 学校卒業後の本人や家族の相談窓口が無く情報量が減少しています。 親亡き後の子どものことを心配されています。 気軽に相談ができる場(社協)で聴いてもらえるだけでありがたいという意見から必要性を感じます。 転入された方にも情報が伝わるよう、関係機関との連携が重要となります。	当事者団体との協働により当事者が役割を持ち主体的に活動できる社会参加の場を作ります。仲間づくりや居場所づくりについて支援します。また、障がいの有無や程度に関係なく世代や分野も超えて、地域の中で交流を図ることのできる活動を企画実施するとともに、障がいに関する正しい知識の取得や理解促進にもつなげます。状況に応じ合理的配慮の提供を行います。 社会参加活動の実施に併せ、日頃の悩みや相談など気軽に話せる場、本人や家族がほっとできたり他の参加者と共感の持てる場の設定に努めます。地域住民やボランティアなど地域と当事者をつなぐコーディネートを行います。 社協は平時より継続的に相談窓口となり、必要に応じ専門相談員などの協力を得ます。 SNSをはじめ情報提供の仕組みを考えていきます。(災害時などを含む)	○	○	○	○	○	社会参加できる場、居場所ができており、顔が見える関係が築けている。 また地域住民との交流が図れ、事業所や団体の活動時には、支援者(協力者)が増えている。
		②各種当事者組織の活動支援及び組織化	支援とニーズに応じた組織化		会員減少や事務負担から継続した活動が困難な団体があります。活動が継続できる体制づくりを行い、スムーズに自主運営できるよう会員に対する理解を進める必要があります。	当事者や団体等の集まりの場に参加し、顔見知りになることから始め、つながりを築き、継続したかかわりを持ちながらニーズ把握に努め、研修会や交流会を企画します。また、ニーズに応じた当事者組織の立ち上げに取り組みます。	○	○	○	○	○	真庭市、社協、各関係団体と連携が図れている。 当事者組織、団体の活動支援ができています。
		③当事者組織との協働活動の推進	当事者組織、団体と地域とのつながりの構築		当事者組織との連携が必要です。 作業所・子育て支援団体・障がい者(児)の団体等との協働した活動や継続したかかわりが必要です。	各当事者組織との連携を図り相互に理解を深めるための取り組みや、地域とのつながりを深めていくために、さまざまな協力者や団体と協働します。	○	○	○	○	○	○
	(3) ボランティア活動の育成支援	①ボランティア市民活動センター機能の強化	ボランティアセンター事業(相談、登録、紹介、連絡・調整、活動支援、広報啓発)		高齢化などで、活動継続が難しくなる団体もあります。活動継続への支援や新たなボランティアの獲得、広報啓発活動が必要です。	ボランティア市民活動センター(本所)とボランティアステーション(各支所)で実施している、ボランティア活動に関する相談受付・連絡・調整を継続して行います。 ボランティア団体の課題に対する相談支援を強化します。行政等関係機関と連携し、情報提供や活動の相談・支援を行います。ボランティアステーション便りを発行し、幅広い世代の市民に活動のPRや情報を発信します。(本所、各地域年3回)	○	○	○	○	○	ボランティア活動の普及、啓発や講座の開催、体験事業の実施により、ボランティア活動者(参加者)が増加している。
			ボランティア活動及び市民活動への助成(活動支援)		活動資金の支援が求められています。	地域福祉活動団体助成による支援を行います。民間助成制度について把握し、周知を行います。	○	○	○	○	○	
			ボランティア講座、夏のボランティア体験事業		幅広い世代がボランティア活動に参加できる支援が求められています。	親子で参加できるボランティアプログラムの提案、参加呼びかけや学生を対象としたボランティア講座を開催します。(本所、各地域年1回以上) 学校や福祉施設等と連携し、夏のボランティア体験事業を実施します。(本所、各地域年1回)	○	○	○	○	○	
			真庭市ボランティア連絡協議会の活動支援		活動団体の交流・情報交換の場が必要とされていますが、市ボランティア連絡協議会の登録団体は減少傾向にあります。	ボランティア活動の活性化につながる情報交換会や交流会・研修会を行います。ボランティア活動に参加することで、地域への愛着の醸成とともに、多種多様な人々への理解者・協力者を増やします。 地域の福祉ニーズに応じた新たなボランティアの人材確保(子育て支援のボランティア等)、趣味や特技を生かした人材の発掘に努めます。(R2年度末ボランティア登録数 85グループ(1788人)・個人132人)	○	○	○	○	○	
	②災害ボランティアセンターの設置と運営	災害ボランティアセンター設置・運営訓練		災害時、災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営が必要になっています。	協力団体や関係機関と連携した災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施し、職員間の意識統一や災害対応マニュアルの見直し・更新など、体制の強化を図ります。 災害時に活躍できる、災害ボランティアを育成します。(隔年) また、設置・運営訓練参加者へ災害ボランティアの登録を呼びかけます。	マニュアル更新	○			○		設置・運営訓練の隔年実施により、災害時、災害ボランティアセンターの円滑な運営ができる体制が構築できています。
		市との協定による災害支援		災害時、災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営が必要になっています。	真庭市と協定を締結し、災害時に連携して支援を行います。協定の内容について、見直しを行います。 必要に応じて避難行動要支援者名簿及び私の避難プラン(個別計画)を活用し、災害時における避難支援等を円滑かつ迅速に実施します。	○	○	○	○	○		

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標		
1 住民参加活動の推進	(4) 地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターとの連携		生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう行政や関係機関と協議が必要です。	地域包括支援センターと連携を図り、属性を問わない全世代の福祉課題の解決に取り組む仕組みづくりをすすめます。	○	○	○	○	○	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携をしている。 生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスを充実させている。		
		①地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業の推進	それぞれの地域にあった支え合いの仕組みを作る必要があります。	北房・勝山・美甘・湯原・蒜山地域に第2層生活支援コーディネーター配置を受託しています。地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たし、不足する社会資源を開発し生活支援サービスの充実・強化を行います。	○	○	○	○	○			
			地域ケア会議参加と地域福祉活動への理解	会議への出席にとどまっている現状があります。専門職に社協事業への理解が必要です。	住民・医療・福祉・各関係機関とのネットワークづくりの中で、会議への参加と、社協事業への理解を深めていくよう働きかけます。	○	○	○	○	○		地域ケア会議に参加している関係機関、専門職に社協の地域福祉活動が理解されている。	
		②全世代属性を問わない課題発見と支援の仕組みづくり	地区社協エリアで課題発見と支援を考える	課題把握や関わりが高齢者に偏っており、障がい・子育て関係など多世代、多分野の福祉課題の把握が不十分です。	真庭市と情報共有し連携を図り、座談会や助けあい会議で属性を問わない全世代の福祉課題を把握できるよう働きかけ、課題発見・解決に取り組む仕組みづくりをすすめます。	○	○	○	○	○		全世代を対象とした、福祉課題の把握と支援の仕組みができ、地域ケア会議とつながっている。	
	(5) 調査・研究、新たな公共活動の推進	①住民ニーズの把握・分析	地区社協支援体制の検討		全地区での座談会開催に至っておらず、社協からの支援体制が十分とはいえない現状があります。	各地区社協での住民座談会、助けあい会議を開催します。また、見えた課題に対しどのような支援が可能か職員体制も含め検討を行います。	○	○	○	○	○	全地区社協で座談会が実施できている。 支援体制が整っている。	
			福祉ニーズ調査の実施及び研究		住民の生活課題や福祉ニーズを把握・分析し、各種事業に活かしていく必要があります。	ニーズ調査を行い生活課題を把握・分析し、住民と協力して支援の仕組みづくりを行います。	○	○	○	○	○	課題から見てきたものを分析している。 住民と協力し、支援の仕組みができています。	
			各種事業でのアンケート調査実施			各種事業を行う中でアンケートを実施し、地域課題の把握に努めます。	○	○	○	○	○		
		②住民参加による新たな支援活動の開発・推進	住民参加型福祉サービスの研究 (地域助けあい事業の推進)		地域の課題解決を図るために、地域住民、NPOや企業の協働による新たな支援活動が求められています。	地域助けあい事業の推進により、地域の福祉課題の発見解決に向けた協働活動を行います。	○	○	○	○	○	地区社協と新たな生活支援事業に取り組んでいる。	
			③NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進			商工会と連携したサロンでの移動販売をニーズに応じて実施し、買い物支援を行います。 商店や企業等と連携した生活支援を検討します。	○	○	○	○	○	商工会をはじめNPOや企業等と協働し新たな支援活動を開発している。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標		
2 個別支援活動の推進	(1) 早期支援の体制の確立・	見守り連携強化		要介護世帯の把握が十分ではありません。また地域、関係機関と一緒に、見守りが必要な世帯へ連携して支援を行っていく必要があります。	助けあい会議等において高齢者だけでなく障がい、介護、子育て、困窮などに係る問題を抱えた世帯を把握し、必要な支援に結びつけるように取り組みます。地域内の見守り活動が充実するよう、社協と地域住民が見守り世帯の状況を助けあい会議で共有し、必要な支援を行います。(対象となる世帯すべて)	○	○	○	○	○	助けあい会議で把握したすべての要介護世帯に福祉活動専門員が訪問活動を行い、必要な支援が提供できている。 地域ケア会議へ参加し、関係機関と積極的な協議ができている。 地域住民が誰でも参加できる住民座談会を各地域年1回以上実施し、地域の福祉課題の協議をしている。		
			医療・福祉・関係機関のネットワークづくり		生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう、行政や関係機関との協議が必要です。	各地域の地域ケア会議へ参加します。地区社協活動からあがってきた要介護者について、個別ケア会議につなげるなど積極的なかわりをしていきます。	○	○	○	○		○	
		②アウトリーチ(地域踏査・訪問)活動の強化	専門職による訪問活動の推進		要介護世帯の把握が十分ではありません。また、訪問活動から、必要な支援への結びつけが充実できていません。	助けあい会議等で把握した要介護世帯に、福祉活動専門員による訪問活動を行い、状況の把握や情報整理、必要な支援を行います。職員の相談援助技術向上に努め、地域住民や関係機関と連携を取りながらアウトリーチ活動を行います。(対象となる世帯すべて)	○	○	○	○		○	
		③住民座談会の実施	住民座談会の開催		地域課題や福祉課題を発掘し、課題に対する取り組みを地域住民と検討する必要があります。	地域住民が誰でも参加できる住民座談会を開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取り組みを協議、検討します。(各地域年1回以上)	○	○	○	○	○		
	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進	介護技術・相談援助技術等の向上、多職種との連携		サービス提供に差があったり、人材不足や専門職としての知識や支援において個人の能力に差があります。	専門性に優れた質の高いサービスが提供できるよう、真庭市・県など含めた介護技術・相談援助技術等の研修に参加します。また多職種との連携を図っていきます。	○	○	○	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。 職員の資質向上に取り組み、標準化したサービス提供ができている。	
			介護保険事業 居宅介護支援事業		独居・高齢者世帯・困難事例にも対応できるよう、相談援助業務の質の向上、経験と積み重ねが求められています。	利用者・家族の生活の意向に沿った在宅生活を送ることができるようにサービス事業所と連絡・連携をとり支援します。困難事例では特に他機関との連携・連絡を密にします。各研修へ参加し知識や技術の習得、共通認識と質の向上を図りより良い支援に結び付けていきます。	○	○	○	○	○		
			介護保険・介護予防事業 (新総合事業) 訪問介護事業		在宅重度者であれば、身体介護の複数訪問ですが、重度のため施設への入所移行も早いです。生活援助サービス(調理・掃除・洗濯等)が7割を占めています。ニーズに合わせたサービスの質が求められています。	自宅を訪問し、個々の計画に沿った入浴・排泄・食事等の身体介護と調理・洗濯・掃除等の日常生活に必要なサービスを提供します。	○	○	○	○	○		
			介護保険・介護予防事業 訪問入浴介護事業		市内唯一の事業所として、利用者の在宅生活を支え、医療依存度の高い重度者の利用が今後も増えることが予測され、訪問看護との密な連携が必要となり、安全・安心なサービス提供が求められます。	介助の必要な高齢者の方が自宅の部屋で入浴できるよう、専用の浴槽を装備した移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。入院、入所などで変動はありますが、在宅でのサービス可能な範囲で継続していきます。市内、市外の利用にも対応可能としています。	○	○	○	○	○		
			介護保険・介護予防事業 (新総合事業) 通所介護事業		地域で暮らす利用者が在宅生活を継続するために、安定したサービス提供が求められています。	利用者の体調の維持・管理を援助するためのレクリエーションによる筋力保持や入浴介助を行うとともにその質を確保します。1日可能数が15人のため、状況に応じて対応します。	○	○	○	○	○		
			介護保険・介護予防事業 短期入所生活介護事業		介護者の負担を軽減しながら在宅生活を継続できるよう定期的な利用と急ぎの利用に対応する必要があります。	居宅介護支援事業所・他サービス事業所・他施設と連携を図ります。利用者・家族が安全・安心で楽しみのある生活が送れるようサービスを提供します。1日4床受入可能のため、状況に応じて対応します。	○	○	○	○	○		
			介護保険事業 地域密着型介護老人福祉施設事業		入所者の健康面の維持向上や自立度の低下を予防し、穏やかで安全・安心な生活を送ることができるサービス提供が求められます。	接遇と介護技術を向上させ、入所者が安全・安心で楽しみのある生活が送れるようなサービスを提供します。また、医療との連携を図り重度化予防に努めます。16人まで入所可能です。	○	○	○	○	○		入所者が施設で安心して生活できるよう支援を行っている。
			在宅高齢者生活管理指導 短期宿泊事業(市の受託事業)		介護保険認定を受けていない方の急ぎの宿泊サービスが必要とされています。	真庭市と連携を取り、介護保険認定を受けていない方の要望に応じます。	○	○	○	○	○		利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標	
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	①高齢者支援の推進	お助け訪問事業(市の受託事業)		自立した生活が続けられるように軽度な生活援助が求められています。	要支援1・2または事業対象者へ生活援助員が訪問し掃除や調理・買い物などの生活支援を行います。	○	○	○	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			元気はつらつデイサービス事業(市の受託事業)		元気に過ごすためにも生活機能・運動機能の維持と回復のために介護予防の観点から運動を実施し生活機能の改善が求められています。	要支援1・2または事業対象者に運動プログラム(真庭市げんき輝きエクササイズ)の介護予防サービスを提供します。現在北房支所・蒜山で実施しています。	○	○	○	○	○	生活機能・運動機能の維持と回復のために介護予防に継続して取り組んでいる。
			介護予防ケアマネジメント事業(市の受託事業)		在宅生活を送るために予防給付を利用するの支援が求められています。	要支援1・2の認定者への予防介護サービス計画を作成します。	○	○	○	○	○	利用者(家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行っている。
			福祉移送サービス事業(市の受託事業)		移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者(要支援1以上)、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	○	○	適正な車両の配置等により、どの地区でも高齢者が同様のサービスを受けられ、在宅で安心して生活できる体制が整備できている。
			高齢者等給食サービス事業・生活支援サービス(市の受託事業)		事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、給食サービスを実施します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	○	○	市全域に市の高齢者等給食サービスを実施している。
			ささえあいデイサービス		利用者の生活機能が落ちないように実施しています。⇒高齢者が要介護状態になることを予防・防止する必要があります。	元気はつらつデイサービスを卒業した後も利用者の生活機能を維持するために継続実施し、住民が主体となって生きがい活動や介護予防・健康増進を行います。	○	○	○	○	○	住民が主体となって生きがい活動や介護予防・健康増進を行えるよう連携が図れている。
			一人暮らし高齢者等への支援		地域のニーズの把握が不十分です。	助けあい会議で見守りが必要な方を把握し、サロンからの声かけや職員のアウトリーチ活動を行います。また、歳末たすけあい募金を活用し、地域の実情にあった事業を実施します。地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」を活用した見守りを実施します。	○	○	○	○	○	地域の実情を把握し、ニーズに沿った事業を実施している。
			配食サービス		美甘地区は真庭市のサービスが無いため、ボランティアがサービスを実施しています。市と協議が必要です。	他地域と同じように市の高齢者等給食サービスが美甘地域でも行われるように真庭市と協議します。	○	協議	高齢者等給食サービス事業・生活支援サービスへ移行		○	市の高齢者等給食サービスを実施している。
			声の広報		分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障がいがある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDに録音し、届けます。ホームページ等から広く市民の皆様に活用していただけるよう検討します。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。(利用者 R3. 12月現在15人)	○	○	○	○	○	必要とする方に情報を提供し、利用者が増加している。
			利用者の満足度調査		利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	○	○	○	満足度が向上し、100%になっている。
	②障がい者(児)支援の推進	障がい者の理解・介護技術の向上		利用者の心身の状況や病気への理解、介護技術が十分ではありません。	利用者への理解を深め、その人の個別ニーズに沿った介護ができるよう介護技術の向上を図ります。	○	○	○	○	○	職員が年2回以上の研修を受け、障がい者の理解、介護技術が向上している。ニーズに応じたサービスを利用し、在宅で安心した生活ができるよう支援している。	
		障害者自立支援事業 居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業		利用者を理解し、地域で自立した生活と、社会参加ができるよう支援が必要です。介護保険へ移行されるケースも増え、特に調理・掃除の支援が多くなっています。	サービス計画書に基づいて、自宅で入浴・排泄・食事等を行う居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供します。視覚障がい者の移動に必要な情報提供と移動援護等の外出支援を行います。	○	○	○	○	○		
		障害者訪問入浴サービス事業(市の受託事業)		通所サービスの利用により、利用回数が増えていません。市外の利用者への対応も行っていますが、定期的な訪問は難しく、利用者数の確保が困難です。	介助の必要な障がい者の方が自宅の部屋で入浴できるよう、専用の浴槽を装備した移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。	○	○	○	○	○		
		障害者(児)移動介助事業(市の受託事業)		障がい者(児)の通院・通所・社会参加のための外出支援が求められています。	居宅において屋外への移動に困難がある人の外出、および社会参加のための移動介助サービスを行います。	○	○	○	○	○		

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標	
2 個別支援活動の推進	(2) 在宅福祉事業・サービスの推進	②障がい者(児)支援の推進		福祉移送サービス事業(再掲2-(2)-①)	移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者(要支援1以上)、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な受託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	○	○	○	適正な車両の配置等により、どの地区でも高齢者が同様のサービスを受けられ、在宅で安心して生活できる体制が整備できている。
				声の広報(再掲2-(2)-①)	分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障がいがある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDに録音し、届けます。ホームページ等から広く市民の皆様に活用していただけるよう検討します。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。(利用者 R3. 12月現在15人)	○	○	○	○	○	必要とする方に情報を提供し、利用者が増加している。
				利用者の満足度調査(再掲2-(2)-①)	利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を実施します。(事業別に隔年実施)	○	○	○	○	○	満足度が向上し、100%になっている。
	③子育て支援の推進		子育てサロンの活動支援		子育て中の親子が集まれる場、交流の場が求められています。	子育て家庭を応援するボランティア活動を支援します。職員が積極的にサロンに参加して、気軽に相談できる関係づくりに努め、サロン活動の支援を行います。ふれあいいきいきサロン助成金交付要綱により助成金を交付します。	○	○	○	○	○	関係機関と連携、協働し、安心して子育てできる環境整備が進んでいる。
			子育て支援団体の活動支援		子育て支援団体の情報交換の場が求められています。	情報交換会や子育て支援団体との連携により、ネットワークを強化します。子育て支援団体と顔の見える関係づくりを行いながら、団体間で連携し、子育て世帯への情報提供活動、担い手の交流や研修など子育て支援に必要な取り組みを考え実施します。子育て支援団体の情報交換会は、年2回以上実施します。	○	○	○	○	○	
			子育て関係機関との連携・啓発活動		子育て支援を進めている関係機関との連携が求められています。市民へ子育て支援の必要性について啓発していく必要があります。	真庭市と連携しながら、子育て支援をすすめます。子育て世帯や市民に子育て支援活動のPRや参加呼びかけを行います。要保護児童対策地域協議会へ参加し、情報を共有します。	○	○	○	○	○	
	④生活困窮者の支援		真庭市社協緊急小口資金の貸付		緊急かつ一時的な支援を必要としている世帯に対する迅速な支援を行うため、関係機関との連携、審査会の即時実施が求められます。	緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯への貸付について、緊急小口資金貸付要綱に基づき資金貸付を行い、生活の安定を継続的に支援します。	○	○	○	○	○	資金の貸付、食料の提供、相談援助などを行い、生活困窮者に寄り添った対応ができるよう、体制が整備できている。
			フードバンク・フードドライブ(たべものステーション)	新	生活困窮者に寄り添った対応ができるよう、事業の周知、市内全域での体制整備が必要です。	生活困窮者との継続的なつながり、迅速な対応を実現するため、企業や一般家庭への事業周知を行い、各支所を通じた受け渡し体制を整備します。	○	○	○	○	○	
			社会福祉法人の連携による支援		制度の狭間にあるニーズへの対応が必要です。	まにわささえ愛ネット(真庭地域社会福祉法人連絡会:12社会福祉法人)で、ものバンク、ライフパントリー、住まいの片付けなど、制度の狭間のニーズ解決に取り組みます。	○	○	○	○	○	
	⑤貸出事業の実施		たすけあい号貸出事業		貸し出し件数が少ないため、周知徹底が必要です。	たすけあい号5台を社会福祉団体、ボランティア団体および社会福祉施設が事業を行う場合に貸し出します。地区社協や福祉団体で活用できるよう情報提供を行います。	○	○	○	○	○	地域の福祉活動充実のために、貸出物品・車両の整備ができています。適切な情報提供を随時行っている。
			レクリエーション道具・テントの貸出		サロン活性化、立上げ支援等に貸し出しが求められています。支所間で保管しているレクリエーション用具一覧表を更新し、地区社協、サロン等へ情報提供が必要です。	地区社協、サロン、地域の行事など、必要に応じて貸し出しを行います。地域で活用できるよう支所間で保管している貸出道具一覧表を更新し、情報提供を行います。	○	○	○	○	○	
			福祉機器・介護用品貸出事業		レンタル費用の捻出が経済的に困難な方や制度の狭間にいる方等を支えるため、貸し出しが求められています。老朽化に伴う機器の整備・更新をする必要があります。	在宅で生活をする高齢者、障がい者(児)に対して福祉機器・介護用品の貸し出しを行います。また貸出機器・用品の更新を行い、必要があれば業者へ点検・整備を行ってもらうなど安全な使用に努めます。また、貸出機器を見直ししながら一覧表を作成し、広報誌、ホームページ、SNS、支所を通して情報を提供します。	○ 点検更新	○	○ 点検更新	○	○ 点検更新	整備・点検を行った安全な物品・車両の貸し出しができています。
			福祉車両貸出事業		車いす利用者の外出時に必要とされています。支所ごとで利用しやすいよう貸出車両の配置について検討する必要があります。	車いす利用者の移送の便宜を図るために、福祉車両を貸し出します。また、貸出車両の配置について検討し、地域で活用できるよう情報提供を行います。	○ 配置検討	○ 配置検討	○	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標	
2 個別支援活動の推進	(3) 相談支援の実施	①相談窓口機能の充実		相談窓口の充実	多様な課題を持った世帯が地域にありますが、地域での見守り・訪問が難しい状況があります。	複合的な課題を抱えた相談等に対し、総合相談窓口として相談者に寄り添った対応を行います。また、地区社協やサロン等でふくし巡回相談(市内全域で年125回)も実施し、地域の身近な相談窓口を充実させます。真庭いきいきテレビ、告知放送、社協だより、HP、SNS、座談会等で広報周知します。	○	○	○	○	身近な相談窓口として周知を行い、さまざまな相談に対して適切な対応ができています。 担当職員は国家資格取得、研修等で資質が向上している。	
				職員の資質向上		どんな相談でも対応できるように、研修会や研究会への参加、国家資格の取得等、資質向上に向けて取り組みます。社協内事例検討等を通して、職員の資質向上・内部連携強化に努めます。	○	○	○	○		○
		②心配ごと相談所の開設		心配ごと相談所の開設	身近な地域での相談しやすい窓口が必要とされています。また、多様化する相談内容への適切な対応が求められています。	各地域で心配ごと相談所を定期的に開設します。プライバシーに配慮した専用の相談室を設置し、相談カードによる記録を徹底します。事業の在り方、存続について、真庭市と協議します。	○	○	○	○	○	関係機関と連携することで、問題解決に向けて適切な相談援助が実施できている。
				広報周知の徹底		毎回真庭いきいきテレビ・告知放送・社協だより・HP・SNSで広報周知します。	○	○	○	○	○	
				相談員研修の実施		相談員の資質向上のため、各地域年1回研修会を実施します。	○	○	○	○	○	
		③生活福祉資金貸付事業の実施		貸付窓口対応・貸付業務	生活困窮者支援の視点としても考え、相談者の相談内容だけでなく家庭環境等を考慮した対応を行うことが求められています。貸付にあたっては、担当民生委員との連携による対象世帯への援助、生活指導、償還の指導が求められています。	担当民生委員、関係機関と連携し随時丁寧に対応します。低所得者、高齢者、障がい者世帯等に資金の貸付と相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるよう支援します。	○	○	○	○	○	岡山県社協や担当民生委員等と協力し、借受人の経済的自立と生活の安定を図るための体制が整備できている。
			償還・督促事務	県社協・担当民生委員と連携し、長期滞納世帯への償還指導を行います。		○	○	○	○	○		
			事業周知	民生委員会議での事業説明、社協だより、HPで常時広報します。		○	○	○	○	○		
			担当職員の資質向上	担当職員の研修会参加及び内部研修を年1回実施し、資質の向上に努めます。		○	○	○	○	○		
			調査委員会の開催	必要に応じて調査委員会を開催します。		○	○	○	○	○		

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標		
2 個別支援活動の推進	(4) 住民の権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業		専門職には事業についての周知が広がっていますが、事業理解にまでは至っていません。また、地域に利用対象者が潜在化しており、関係機関と連携し、適切なサービス提供をしていくことが求められています。	認知症、知的障がい、精神障がいなどがあり、判断能力に不安がある方が在宅で安心して生活ができるようサービスを提供します。(R3.3.31時点の利用者数41名)また、職員の資質向上、事業理解を深めるため、社協内外で研修会を実施します。(毎年新規契約8件)	○	○	○	○	地域住民、関係機関等に事業について周知し、社協内外で連携して利用者支援を実施している。 毎年8件の新規契約を行い、支援を必要としている方に適切な支援が提供できている。		
			関係機関との連携強化			地域ケア会議など各種会議を通じて事業について周知します。また、なんでも相談会を関係機関等と実施することで連携を強化します。	○	○	○	○		○	
			事業を支える人材の確保			生活支援員を確保し、利用者に適切な支援が提供できるよう情報交換会・研修会を年1回実施します。(R3.3.31時点の生活支援員数44名)	○	○	○	○		○	
			日常生活自立支援事業の啓発・利用促進			日常生活自立支援事業について、地域住民や専門職に趣旨の浸透を図ります。アセスメントシートを活用した福祉活動専門員のアウトリーチ活動等により、利用の促進につなげます。	○	○	○	○		○	
		②法人後見事業の実施	成年後見制度の啓発・利用促進			関係機関や地域住民に対して本事業を広報し、地域に潜在しているケースを適切なサービス利用につなげる必要があります。	成年後見制度について、地域や民生委員、関係機関等への事業周知を行います。職員のアウトリーチ活動や相談対応により利用の促進に努めます。また、権利擁護の支援機関として、中核機関の必要性を真庭市へ提言します。	○	○	○	○	地域住民、関係機関等に事業についての周知がでている。行政等関係機関・司法関係者等と連携して利用者の権利、財産を守る事業を実施している。 毎年4件の新規契約を行い、適切な支援を提供している。	
			法人後見事業			専門職には事業についての周知が広がっていますが、事業理解にまでは至っていません。また、地域に利用対象者が潜在化しており、関係機関と連携し、適切なサービス提供をしていくことが求められています。	社協が法人として、判断能力が不十分な方の権利を守る支援を行います。(R3.3.31時点の受任件数12件)また、職員の資質向上、事業理解を深めるため、社協内外で研修会(セミナー他)を実施します。(毎年新規契約4件)	○	○	○	○		○
			事業を支える人材の確保	新		利用者の増加に伴い、法人後見支援員の確保に努めます。(R3.3.31時点の支援員登録者数14名)また、法人後見支援員の資質向上のため、研修会や情報交換会を実施します。	○	○	○	○	○		○
		③福祉サービス苦情解決窓口の設置	第三者委員会の開催			利用者が苦情申し出が出来るやすい環境を整え、適切な解決に努めることが求められています。	第三者委員会を必要に応じて開催し、適切な苦情解決に努めます。	○	○	○	○	○	適切な苦情対応を行い、サービスの質の向上を図ることで、苦情がゼロになっている。
			苦情解決の実施				苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、適切な対応に努めます。	○	○	○	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(1) 福祉教育の推進	①児童・生徒への福祉教育の推進	福祉学習事業		学校での単発的な体験学習で終わり、地域とつながる福祉学習支援に取り組めていない現状がみえます。	学校へ積極的に情報提供を行い、協働して福祉学習を行います。また、地域とつながるプログラムを提案、実施します。	○	○	○	○	市内全小・中学校・高等学校全校地で福祉学習または福祉機器貸出・学習に関する相談支援ができています。
			地域型福祉学習事業		福祉学習助成金の使途、助成事業の目的に沿った福祉学習の実施を支援する必要があります。	福祉学習助成校において、助成金の使途が事業の目的に沿った活動になるよう、福祉学習プログラムの提案や働きかけを行います。	○	○	○	○	
		②地域住民への福祉教育の推進	福祉教育の実施 (福祉学習機会の提供)		若い世代へ福祉情報の提供が不足しており、社協事業や、福祉教育に関する研修会等への参加が少ないため、参加啓発の工夫が必要となります。住民の福祉意識を高める内容、幅広い世代が参加できる内容を検討する必要があります。	福祉活動関係者や地域住民と協働し、福祉教育を年80回以上実施します。福祉意識の向上を図るため、ふれあいいきいきサロンや地区社協など、地域の多様な団体と協働・連携し、福祉学習の機会を提供します。また、真庭市社会福祉大会を年1回開催し、幅広い世代の参加が得られ効果的な大会となるよう工夫します。住民座談会(各地域年1回以上)などのあらゆる機会に福祉に関する啓発、情報提供をしていきます。福祉教育をすすめるためのハンドブックを作成し推進します。	○	○	○	○	社会福祉大会は400人以上の参加がある。住民座談会の開催等を多世代に呼びかけることで、市民の福祉意欲が高まっている。
			研修会・講演会の開催協力			各種実行委員会に参加し、協働により福祉教育の推進に向けての研修会・講演会を開催します。	○	○	○	○	
	(2) 広報啓発活動の推進	①住民参加による社協だよりの発行	広報委員会の開催		社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみをもちもらえる広報活動を行う必要があります。	広報委員会を年4回開催し、社協だよりについて協議・検討を行います。また必要に応じて、ホームページ、SNSの活用について協議を行います。	○	○	○	○	広報媒体を活用することで、幅広い世代への福祉に対する意識の啓発と社協事業への理解が深まっています。
			社協だより発行事業			社協だよりを毎月発行し、真庭市全戸に配布することにより、広報活動を行います。住民の声や地域活動を幅広く掲載し、親しみをもちもらえる紙面づくりを行います。	○	○	○	○	
		②情報提供活動の充実	ホームページ更新事業		社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみをもちもらえる広報活動を行う必要があります。	ホームページを活用し、社協事業や福祉情報について、随時情報提供を行います。また、わかりやすいホームページになるよう、定期的に更新を行います。	○	○	○	○	
			広報媒体の活用			社協だよりやSNS、プレスリリース、イメージキャラクター「社協のきょうちゃん」を活用し、広く住民に広報を行います。また、支所行事や地区社協事業等でも広報媒体を活用し、情報発信の機会を増やします。	○	○	○	○	

基本目標	推進項目・実施項目	事業・取り組み	新事業	問題点等	事業・取り組み内容	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標		
3 地域福祉推進のための環境整備の推進	(3) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	①行政とのパートナーシップ	真庭市との連絡調整会議の実施		継続的・効果的な地域福祉事業の展開を行うために、行政との相互連携は必要不可欠です。	年4回、真庭市との連絡調整会議を行います。	○	○	○	○	○	真庭市内における地域福祉事業の効果的・継続的な実施のための補助金・委託金の確保ができています。	
			適正な補助金・受託金の確保		法人運営部門の経費に係る収入が年々不足しています。	年度ごとに人件費・事業費を精査しながら真庭市と協議を進め、補助金・受託金の確保を図ります。	○	○	○	○	○		
		②組織機能の充実	専門員の配置検討		支所間での業務量の差が見受けられています。	中期経営計画を作成し、各支所の業務量に応じて地域福祉部門に係る職員の適正な配置を行います。	策定	○	○	○	○	○	市内全地域にバランスの取れた相談援助体制が整備できています。
			役職員研修の実施		組織間での社協の共通理念・ビジョンの共有が不十分となっています。	役職員研修を行い、社協事業に対する共通理解を深めながら、全員出席の会議を目指します。	○	○	○	○	○	○	社協理念の共有と組織力の強化にむけ、年1回以上の研修を実施している。
			社会福祉法人として公益事業への取り組み		社会福祉法人として地域における公益的な事業への取り組みが求められています。	市内社会福祉法人・施設等と連携を図り、「まにわささえ愛ネット」による、地域における公益的な事業に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	社会福祉法人の使命と役割の向上を図り、各法人が自主的な取り組みができています。
		③自主財源の確保	会員会費の増強		一般会員が減少しています。新しい世帯・若い世代の加入率が低迷しています。	若い世代にも共感を得られるような用途の検討を行いながら、用途の明確化・周知の徹底に努め、一般会員、特別会員、ふるさと会員の更なる拡大を行います。	○	○	○	○	○	○	前年比1%増の会員・会費の確保ができています。共同募金は、募金目標額が達成できている。外部資金の活用が毎年できている。
			寄付金(善意銀行)の募集		コロナ禍での生活様式の変化等により、寄付金額が減少しています。	用途の広報を強化し、寄付金額の増額に努めます。また、新規事業に対してテーマ型募金等の検討を行います。	○	○	○	○	○	○	
			共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集		募金実績額が減少しています。用途を広報していますが、十分に伝えることができていません。広報とともに事業内容の検討の必要があります。	幅広い世代に賛同を得られる用途の検討を行いながら、広報することによって募金額の増額に努めます。費用対効果を考慮し、経費節減を図ります。	○	○	○	○	○	○	
			福祉活動基金の運用		安全で有利な運用が求められていますが、預金では金利がかなり低い状況です。	金融機関にも相談し、有利な運用と有効活用を運営委員会で協議しながら進めていきます。	○	○	○	○	○	○	
			助成金事業への申請実施		車両助成以外の事業財源を確保する必要があります。	民間団体の助成金情報を収集し、毎年申請を実施しながら財源の確保に努めます。	○	○	○	○	○	○	
		④職員の資質向上	地域福祉部門における研修の実施	新	地域福祉の専門職として職員個々の意識・能力差が見られます。	外部講師等を活用しながら地域福祉部門の研修を定期的実施し、職員の個々の専門性を高めます。	○	○	○	○	○	○	職員の研修を定期的実施することで、相談援助技術が向上できている。
			研修体系による研修実施		階層別の職員育成が求められています。	研修計画に基づき、職員研修体制における職場内研修・外部研修等を実施します。	○	○	○	○	○	○	指導的職員・管理職員をはじめとした階層別の研修を実施している。
			社協職員としての全体研修会の実施		職員が増え、社協職員としての意識が薄れています。	全職員対象、またはグループごとに分かれた社協使命、コスト意識、コンプライアンス等の意識を根づかせるような研修会を実施します。	○	○	○	○	○	○	毎年全体研修を実施することで、全職員が地域福祉に対して同じ意識を持ち、組織力が向上できている。
		⑤施設の管理運営	指定管理施設の管理・運営		効率的な運営及び次期指定管理業務の検討が必要です。	指定管理施設を管理・運営しながら年度ごとに運営状況を確認し、次期指定管理の運営について真庭市と協議・検討を行います。	○	○	○	○	○	○	安定した地域福祉・介護の拠点として、運営している。
			落合老人福祉センターの管理・運営		落合老人福祉センターの老朽化により、修繕部分が発生しています。	老朽化に伴う個所の修繕を行いながら、安全な施設管理の運営を行います。	○	○	○	○	○	○	

